

第九十一回国会 農林水産委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十四年十二月二十一日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 内海 英男君
- 理事 片岡 清一君 理事 津島 雄二君
理事 羽田 孜君 理事 山崎平八郎君
理事 柴田 健治君 理事 芳賀 貢君
理事 和田 一郎君 理事 津川 武一君
理事 稲富 稔人君
- 小里 貞利君 菊池福治郎君
久野 忠治君 近藤 元次君
佐藤 信二君 佐藤 隆君
菅波 茂君 菅波 辰夫君
高橋 辰夫君 田名部匡省君
西田 司君 玉沢徳一郎君
保利 耕輔君 堀之内久男君
渡辺 省一君 小川 國彦君
角屋堅次郎君 新村 源雄君
馬場 昇君 日野 市朗君
細谷 昭雄君 本郷 公威君
榎藤 恒夫君 瀬野栄次郎君
武田 一夫君 中川利三郎君
中林 佳子君 神田 厚君
近藤 豊君 阿部 昭吾君

昭和五十四年十二月二十一日(金曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

- 委員長 内海 英男君
- 理事 片岡 清一君 理事 津島 雄二君
理事 羽田 孜君 理事 山崎平八郎君
理事 柴田 健治君 理事 芳賀 貢君
理事 和田 一郎君 理事 津川 武一君
理事 稲富 稔人君
小里 貞利君 亀井 善之君

出席政府委員

出席國務大臣

- 農林水産大臣 武藤 嘉文君
農林水産政務次官 近藤 鉄雄君
農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君
農林水産大臣官房予算課長 田中 宏尚君
農林水産省経済局長 松浦 昭君
農林水産省構造改善局長 杉山 克己君
農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君
農林水産省畜産局長 犬伏 孝治君
食糧庁長官 松本 作衡君
- 農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君
農林水産省畜産局長 犬伏 孝治君
食糧庁長官 松本 作衡君
- 警察庁刑事局捜査第二課長 漆間 英治君
行政管理局行政監察局調整課長 能勢 安雄君
外務省欧亞局長 坂藤 長雄君
欧第一課長

委員の異動

- 十二月二十一日
補欠選任
佐藤 信二君 亀井 善之君
瀬野栄次郎君 浅井 美幸君
同日
補欠選任
佐藤 信二君 亀井 善之君
瀬野栄次郎君 浅井 美幸君

- 国稅庁國稅部長 小泉 忠之君
文部省体育局長 坂元 弘直君
校給食課長 佐野 宏哉君
水産庁海洋漁業部長 中北 邦夫君
會計検査院事務総局第五局上席調査官 誠三君
参事(日本中央競馬会理事) 武田 誠三君
参事(日本中央競馬会理事) 増田 久君
参事(日本中央競馬会理事) 小沼 勇君

十二月二十一日
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一八号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件

参考人出頭要求に関する件
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(第九十回国会閣法第一八号)(参議院送付)
農林水産業の振興に関する件
農林水産業の振興に関する件(競馬に関する問題)

○内海委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
すなわち

- 一、農林水産業の振興に関する事項
 - 二、農林水産物に関する事項
 - 三、農林水産業団体にに関する事項
 - 四、農林水産金融に関する事項
 - 五、農林漁業災害補償制度に関する事項
- 以上の各事項について、衆議院規則第九十四条により、議長に対し、国政調査の承認を要求することとしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内海委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
農林水産業の振興に関する件について、本日、日本中央競馬会理事長武田誠三君及び日本中央競馬会副理事長増田久君の両君に参考人として出席を求め、その意見を聴取することにしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○内海委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、米穀の政府売り渡し価格及び麦の標準売り渡し価格の改定について、政府から説明を聴取いたします。松本食糧庁長官。

○松本(作)政府委員 お手元にお配りいたしました資料に基づきまして、米及び麦の政府売り渡し価格の改定の経過について御説明を申し上げます。

お手元の資料にございますが、まず、十二月十七日に農林大臣から米価審議会に諮問をいたしました。

諮問の内容は、政府の米穀の売り渡し価格及び麦の標準売り渡し価格について、これを改定する必要があるかどうか御意見を求めたいということでございますが、その改定の趣旨につきましては、この諮問の次の三ページに「諮問についての説明」というのがございます。ここに書いてございまして、食糧管理に関する財政負担が問題になっておりますが、この食糧管理特別会計の中では、特に米の売買逆ざやが財政負担の相当部分を占めるといふような実情があるわけでございまして、最近におきましては、特に食糧証券の金利の上昇なり、転作に伴います国内麦の買入れ増加なり、または国際価格の上昇等によります輸入麦の買入れ価格の上昇というふうな、新たな食糧管理特別会計の損失要因が増大をいたしてきております。こういうふうな最近の状況は、五十五年度につきましても同様継続するものと考えられるわけでございまして、さらに、水田利用再編対策につきましても計画を増加いたしましたので、これに伴います奨励金等の食糧管理に関連する予算が増大いたしておるわけでございます。

このような状況に対応いたしまして、一方におきましては、転作の促進を図りますとともに、食

糧管理特別会計自体におきましても、検査業務の合理化等によりまして、できる限り経費の節減に努めなければならぬと考えておるわけでございしますが、その節減効果にはおのずから限界がございます。特に麦につきましては、最近の輸入麦の価格が上昇いたしましたために、輸入麦と国内麦を合わせた収支につきましても赤字になっております。この売り渡し価格が三年余にわたって据え置かれた結果、米価との関係、いわゆる対米価比が相当下がってきておりまして、この米価とのバランスのとれた価格関係という点でも問題が出てきております。

一方におきまして、最近の物価動向から考えまして、家計支出に値上げの及ぼす影響ということにつきましても、十分配慮しなければならぬというふうな考えをおるわけでございまして、なるべく家計や消費者物価に影響のない範囲で改定をする必要があるというふうな考えをいたしてござい

ます。五ページにございまして、そのような考え方に基づきまして、「米穀の政府売り渡し価格につきましましては、米の生産、流通、消費に及ぼす影響に配慮しつつ、売買逆ざやの一部を是正するとの考え方に立って、これを改定してはどうか」ということで、具体的な試算をいたしましては、平均三・二%の引き上げを諮問いたしました。

それからまた、麦につきましては、「麦の標準売り渡し価格につきましては、輸入麦及び国内麦のコストを総合的に勘案しつつ、米価との関係に配慮のうえ、これを改定してはどうか」ということで、平均で一四・一%の引き上げを諮問いたしました次第でございまして。

この米と麦の諮問の内容につきましましては、別に米穀の売り渡し価格の改定内容と麦の売り渡し価格の算定の説明がございしますが、これはいま申しました三・二及び一四・一%が積算されますそれぞれの考え方でございしますので、ごらんいただきたいと思ひます。

また、このことによりまして、いわゆる家計及び

消費者物価に及ぼす影響につきましても、縦長の表がございしますが、米につきましては、全世界一カ月当たりで百六十六円、消費支出額の〇・〇八%程度、勤労者世帯につきましては一カ月当たり百六十円、消費支出額の〇・〇七%程度でございまして、また、麦製品につきましては、全世界一カ月当たり九十円、消費支出額の〇・〇四%程度、勤労者世帯一カ月当たりで九十二円、消費支出額の〇・〇四%程度というふうな考えられます。また、消費者物価に及ぼす影響は、米につきましましては、合計いたしまして〇・一%程度、それから麦につきましては、全体で〇・〇六%程度ということでございます。家計に及ぼす影響及び消費者物価に及ぼす影響につきましても、この程度の上昇幅の場合には、比較的影響が少なく済むのではないかとこのように配慮をいたしてございまして。

この答申に対しまして、米価審議会におきましては、十七、十八、十九日と三日間にわたりました御熱心な審議をいただきました。その結果、十九日に答申をいただいたわけでございまして、お手元にございまして答申の内容に書いてござい

ますように、共通認識をいたしましては、やはり米過剰下の引き上げは経済原則や消費者の心理に反するとか、また米の消費拡大が緊要な課題であるとか、または現在の食糧の直面しておる厳しい財政事情ということが十分理解できるとか、また売買逆ざやの解消には慎重を要するとか、麦の対米価比については適切な配慮を払う必要があるというふうな共通の認識を前提にいたしまして、意見が三つに分かれたわけでございまして。

一つは、反対であるという意見であります。もう一つは、(2)に書いてございまして、財政負担全体としての確保のための引き上げはやむを得ないが、むしろ麦をさらに上げて米の上げ幅を少なくするという改定がでないかという意見であります。それから、三番目の意見が、政府の試算は、いろいろ考えてみて、この際やむを得ないという賛成案でございまして。

2に書いてございまして、政府としては、(3)の意見が有力であったわけでございしますが、(1)の意見、(2)の意見があつて、できれば政府試算に何らかの配慮を期待する空気があつたというふうなこれらの審議経過に配慮しながら、米麦の売り渡し価格について慎重、適正に決定されたいという答申を得たわけでございまして。

そこで、この答申に関連いたしまして審議経過の報告がございまして、これもお手元にお配りしてございまして。

政府といたしましては、このような答申をいただきました。昨日、その内容につきまして検討いたしました。関係各省とも相談をいたしたわけでございしますが、現在の情勢からいたしまして、政府の諮問案どおりで決定することがやむを得ないのではないかとこのように判断をいたしまして、そのように決定をいたしました次第でございまして。

その決定をいたしました内容がお手元にお配りしてございまして「米麦の政府売り渡し価格の改定方針」でございまして、改めて申し上げますと、米穀の政府売り渡し価格の改定につきましては、引き上げ幅を一一・二%玄米について平均三・二%というところでございまして、その結果、一一・五類一一・二等平均の六十キログラム当たりの価格が、現行の一萬五千三百九十一円から五百円引き上げられまして一萬五千八百九十一円に相なります。

また、銘柄間格差につきましては、これは現行どおりの格差で改定をいたさないということにございまして、ここに書いてございまして、現在の格差どおりでございまして、また、一一・二等間の等級間格差につきましても、従来どおり三百二十円といたしたわけでございまして。

また、標準価格米につきましては、一一・二類を除く一一・二等米ということで十キログラム当たり百四十円引き上げまして、三千二百二十五円が改定後三千二百三十五円。

徳用米、徳用米につきましても、それぞれ百十円ずつ引き上げておるわけでございまして。表につきましては、次のページにございましてよ

うに、平均で一四・一％の引き上げでございますが、麦の銘柄間格差の是正ということも考え、また、麦管理改善対策の円滑な実施ということも考えまして、改定の内容は、次の一覽表にございますように、国内産小麦につきましては一・五％、外国産小麦につきましては一四・二％、これはアメリカ物であります。またカナダ物の外国産小麦につきましては一三・八％。国内産大麦につきましては一・四％、外国産大麦のオーストラリア物につきましては一七・三％、裸麦につきましては九％ということで、それぞれ引き上げたわけでございますが、このように引き上げた幅が違つてまいりましたのは、この前の麦価の改定以降市場価格の品質格差が變つてきておりますので、その市場価格の趨勢に應じてこのような引き上げ幅の變化が出たわけでございます。

この改定の時期は、米、麦とも昭和五十五年二月一日からにしたいというふうに考へておる次第でございます。

その細かい内容等が後にありますが、説明を省略いたします。

以上で、今回の米麦価の政府売り渡し価格改定の経過を御報告申し上げた次第でございます。

○内海委員長 次に、日ソ、ソ日漁業交渉に関する経過報告について、政府から説明を聴取いたします。佐野水産庁海洋漁業部長。

○佐野説明員 十二月の十五日に妥結いたしました日ソの漁業交渉につきまして御説明を申し上げます。

十二月の十五日に決着がつけましたのは、一つは、わが国の漁船がソ連の二百海里水域で操業をすることを規定しております日ソ暫定協定の有効期間を一九八〇年末まで延長する議定書、及びわが国の二百海里水域におけるソ連の漁船の操業条件等を定めるいわゆる日協定の有効期間を一九八〇年末まで延長する議定書、及びこの一九八〇年末まで延長されました日ソ、ソ日の協定により

まして、それぞれ相手国の漁船の操業条件を定める書簡を交換することによりましてありますが、そのいわゆる当局間書簡、以上につきまして、十二月の十五日に一切の交渉が終了したわけでございます。

それで、まず、日ソ、ソ日の協定を延長いたします議定書につきましては、これは全く昨年と同様、有効期間を単純に一年延長するというだけの議定書でございます。

それから、それに基づきまして当局間書簡で定められる日ソ、ソ日双方の漁獲量その他の操業条件につきましては、一九七九年と対比いたしました若干の変更がございますので、以下それを御説明いたします。

まず、総漁獲量につきましては、わが国の漁船がソ連水域で漁獲する総漁獲量七十五万トンで、これは一九七九年と同様でございます。わが国の二百海里内で操業するソ連漁船に与えられる総漁獲量六十五万トン、これも一九七九年と全く同様でございます。

魚種別の内訳について見ますと、ソ連水域でわが国の漁船に与えられる漁獲量のうち注目すべき点は、スケトウダラの漁獲量が一九七九年の三十三万トンから一十萬トンの減少は、カレイ、メヌケ、マダラ、この三つの魚種の漁獲量を合計一十萬トンとすることによって、総枠としては一九七九年と同じということにいたしております。それで、カレイ、メヌケ、マダラ、この三つの魚種はそれぞれスケトウダラを漁獲しております底びき漁船の漁獲対象になっております魚種でございますので、これを見返りに一十萬トン増量することによって、スケトウダラのクォータの一十萬トン減少によつて生ずる底びき漁船の被害が代替され得るものであると考えております。

次に、わが国二百海里水域におきますソ連漁船に与えられるクォータ、これにつきましては、一九七九年に四十五万トンでございましたマイワシとサバのクォータを五十万トンにふやし、その分

は逆にスケトウダラ及びイトヒキダラについてソ連側に与える漁獲クォータを合計五十万トン減少させることによりまして、総枠六十五万トンということにいたしております。

次に、漁獲量以外の操業水域、操業期間あるいは漁具、漁法等の、そういうクォータ以外の操業条件でございますが、ソ連水域における日本漁船の操業条件につきましては一切一九七九年のとおりでございます。それから、わが国の水域におきますソ連漁船の操業条件につきましては一カ所だけ変更をしたところがございまして、といいますのは、一九七九年におきましては棒受け網によつてサンマの漁獲が認められておりましたが、一九八〇年につきましては棒受け網のほかにかまき網によつてサンマを漁獲することを認めるということにいたしております。その一点が變つただけでございます。また、操業水域、操業期間、いずれも一九七九年のとおりにすることに相なっております。以上が今回の交渉の結末でございますが、交渉の過程におきます主なる争点を申し上げますと、まず、議定書につきましては、延長の期間及び延長の方法の問題がございまして、

まず、延長の期間につきましては、わが方としては、延長の期間につきましては、わが方としては、単年度ばかりではなくて複数年にまたがる延長をすることを主張したのでありますが、ソ連側が、最高会議幹部会令の暫定的性格を理由として、また国連海洋法会議が未決着であるということの理由に於いて、複数年にまたがる延長を拒みました。次に、延長期間が仮に一年としても、その先自動更新規定を入れるべしというわが国の主張が次の段階で行われたわけでございまして、これもソ連側は同様の理由を挙げて拒みましたが、結局、昨年と同様単年ばかりの延長で決着をつけざるを得なかった次第でございます。

それから、当局間書簡に盛り込まれます操業条件の中で日ソ間で最大の争点になりましたのは、わが国の水域におけるマイワシ及びサバのクォータ、ソ連の水域におけるわが国漁船に対するスケトウダラのクォータということでありまして、この

点につきましては、ソ連側は、ソ連の科学者のスケトウダラの資源状態が悪化しているということを中心の根拠といたしまして、ソ連は自国水域におけるスケトウダラの漁獲量を削減せざるを得ないのであるから、日本にもスケトウダラの漁獲量の削減を突き合つてもらわなければならない、日本もスケトウダラの漁獲量を一九七九年の水準に近い水準で維持しようとするならば、ソ連はさらに漁獲量の削減をしなければならぬのである、その分は日本でイワシとサバのクォータをふやしてもらつて、そちらへソ連の漁船を回さざるを得ないのである、そういう主張をいたしましたので、当初、ソ連水域における日本漁船のスケトウダラのクォータを二十万トンに削減し、一方わが国の水域におけるソ連漁船に与えられるマイワシ、サバのクォータを五十万トンに増量することを要求してまいりましたが、わが方としては、スケトウダラの資源状態についてのソ連の科学者の見解に反論するとともに、わが国の水域におけるイワシ、サバの資源状態についても、ソ連側主張のような樂觀的な考え方をわが方としてはとれない事態であるということ強く主張いたしましたので、結果として、先ほど申し上げたような数字で決着を見たわけでございます。

次に、もう一つの争点といたしまして、ソ連は、わが国の二百海里水域内での操業水域の拡大及び操業規制の緩和について、相当広範な要求を提出してまいりました。わが方としては、沿岸漁業との競合を回避するために、一九七九年に認めた以上の水準を譲歩するわけにはいかないということで、これをことごとく拒絶いたしました。結局、ソ連も最後に断念をして要求を撤回するということで決着を見た次第でございます。以上で、簡明でございますが、交渉の経過及び結末についての御報告を終わらせていただきます。

○内海委員長 以上で、説明は終わりました。

○内海委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田(健)委員 先ほど食糧庁の長官から、三日間にわたる米審の経過を含めて、今回の消費者米価、米価の経過の御報告をいただいたわけでありますが、それに関連して御質問を申し上げたいと思いますので、お答えを願いたいと思います。

われわれ、国民の立場として生産農民の立場から、今度の三・二%の消費者米価引き上げについて、感情論というか、感情から申し上げるとどうも割り切れないという気持ち強いわけでありまして、米の消費拡大を思い切つてしなければならぬときになぜ上げなければならぬのかという問題、これが一つ。

それからもう一つは、公共料金の値上げは国民生活を破壊するという立場からとらえて、なぜ農林省が先端を切つてこの公共料金の値上げの火ぶたを切らなければならぬのか、その点について責任をどう感じておられるのかという点、まず二つの点をお尋ねをしたい、こう思います。

○近藤(鉄)政府委員 お答えいたします。

柴田先生から御指摘のとおり、いま米の過剰の現状でございますし、何とか米の消費の拡大をお願いしていかなければならない状況が片一方にございまして、また、同時に、石油の値上がり等から今年度の物価の値上がりも非常に心配される折からでありますので、公共料金の値上げ等について政府としても慎重にならざるを得ない、こういう中で、なぜ米の値段を上げたか、こういう御指摘はまさに私たちも考える点でございますが、しかし、御案内のように、この食糧計画も、いわゆる転作で国内産の生産がふえたり、また国際的な関係で輸入米の値段がふえてまいったり、さらには、最近の金利の上昇等から一千億にも及ぶ新たな支出の増が計上されるような状況でございます。

そういう状況の中で、やはりある程度、大変これは国民の皆さんに御苦勞をおかけするわけでござ

いますけれども、ある程度はその分について幾らかでも御負担をお願いいたして、何とか食糧制度を維持してまいらなければならない、こういうような考慮もございまして、これはいま食糧庁長官からもいろいろお話しをしたわけでありまして、けれども、米価審議会の席上でもいろいろ委員の先生から御批判もあつたわけでございまして、最終的には、この程度の米の値上げは決して好ましくはないけれどもやむを得ないじゃないか、こういう御意見が強かった。こういうことも勘案いたして今回の値上げを決めさせていただいた、こういう現状でございます。

○柴田(健)委員 いまの答弁を聞いておりますと、農民に減反を明年度からプラスアルファ十四万四千ヘクタール、その分について一千億ほどの経費が要る、その一千億ほどの経費をつくり出すために消費者米価を上げざるを得ないというように、そういう考えがあるやに聞きますが、これはもうはなはだもつてわれわれは理解しがたい。

御承知のように、昭和四十四年から三十九年古々米の整理をして、当時一兆円近くの金を使つたわけですね。もう二度と米を余らしてこういうことはいたしませんという政府の強い答弁があつた。それが、また古々米がふえてくるような米の消費政策をとつてきている。この無責任なやり方を、一方では消費者にかぶつてもう、一方では生産者に減反ということで押しつけている。これは政治になつていないという気がするんです。責任を一つも感じてない。初めてなら、まあ経験がなかつた、こういうことになるが、過去に一回、三十九年古々米の処理に御苦勞された。もう二度とこういう苦い経験はいたしませんよと、この言いがたまたまた米の消費政策を誤つて古々米をふやすようなことをしている。そして、この期に及んで公共料金の値上げのトップを切つてま

で、そして消費者はどういう気持ちを持つておるかという、農民が悪いんだ、こういう言い方ですね。消費者と農民とのみぞを深めるようなやり方をする。まことにもつてのほかだという気持ち

をわれわれは持つておるわけです。

こういう無責任なやり方は、何も農林省の偉い人によつてもらわなくても素人でもやれるようなものです。政治も行政もない、国民不在の政治だと言わざるを得ない。末端では、われわれは皆さんがやることの非難を全部受けるわけです。あんたら農林委員会をして何だ、農民には減反を押しつけておいて、公共料金のトップを切つて消費者米価を上げて、皆農民に責任を転嫁するやうなことをやる、余りにもひどいじゃないか、こう言つてわれわれはしかられるわけです。皆さんは痛くもかゆくもない。こつちの罪をこつちへ持つていき、こつちの罪をこつちへ持つていく。右左を操作すればいいんだという。そういう安易な考え方で今後も続ける限りは、ますます農民不在の農政であり、思ひつき農政であり、場当たり政治であるということを言われる。もうこの辺で断ち切る方法を考えたらどうか。

今度の米審三日間の指摘事項を読んでみても、明らかに皆さんの責任をあれしてある。もう長年、米の消費拡大をしないよと、こう言つておる。いままで消費拡大をやつたと言われるが、どういふことをやられたのか、こゝで具体的にその成果を明らかにしてもらいたい、こう思うのです。

○近藤(鉄)政府委員 ちよつと私、言葉足らずだつたと思うわけでありまして、また来年度のの水田再編対策において従来の計画を増しをしてお願いをする点、これは現在のいろいろな補助金の制度、奨励金の制度をそのままやつたとして大体七百六十億から八百億ぐらいの追加の予算が必要になつてくるわけでございまして、実は、今度の米の値上げで約一千四百億というふうになつた計算しておりますけれども、直接そちらに

向けるというよりも、いまお話し申しましたように、すでに現在の体制の中で、米の売却が減つたり、国内産の買入れがふえたり、また、外麦の値段が上がつたり、金利が上がつたり、そういう新たな水田再編対策ではなしに現在のことだけですでに一千億を超える食糧の負担の増が予想され

る、こういうことでございまして、今回、米の値上げをお願いするのは、そういう現在もすでに起こりつつあるものに対する手当てでございまして、新しい水田利用の上乗せ分については、実は別途財政当局と話をして考えないとならないような現状であることを、ちよつと御理解いただきたいわけでありまして。

そこで、ともかくこういうふうないろいろなことが間違つて計画が外れてまいつたのは、先生御指摘もございまして、最近どうも米の消費が伸びない、これに対して政府は一体何をやってまいったんだ、こういうお話でございまして、けれども、これは、近年食糧庁を中心として非常にやつてまいりまして、何といつても一般的な米の消費に対するPR活動が大事でございまして、農林省、食糧庁が直接やつてもございまして、同時に、生産者団体もやつておりますし、また消費者団体にもお願いしております。また、県市町村を通じていろいろPR活動を積極的に行つておりますし、また、米の消費を伸ばしていただくために、米はおいしいんだということを大ぜいの消費者の皆さんに御理解いただかなければいかぬ、そういうことで、御案内のように、近年良質米についてもいろいろ奨励の措置を講じてまいつております。

また、いろいろな形で米を加工利用していただく、これも大事でございまして、これについて、研究に対して金を出したり、また、酒米等にも積極的に米を使つていただくことも政府はお願いしているわけでございまして、長い意味で国民の食生活の根幹をつくつていくのは何といつても学校給食の場ではないか、こういうことで、学校給食において米を使つていただくことについては最近特に力を入れております。

御案内のように、こゝから学校給食用の米につきましては六割も値引きをする。特に新しく始めていただく学校については七割でございまして、これは、従来この種の措置についておそ考

えられないぐらゐの抜本的な措置をこゝしからと
らせていただいている、こういうことでございま
す。

そんなことで、学校給食については、具体的に
数字を挙げて申し上げれば、これは学校数でござ
いますけれども、五十一年が三六、五十四年の
五月には七八%にも実施校がふえておる、こうい
うことでございますし、学校給食の米の消費も、
五十一年度は一万二千トンであつたものが、五十
四年度は五万二千トンを超える、こういうふう
に大差顯著な消費拡大の実績が上がっているわけ
でございますが、何せ全体としてはまだまだ消費の
拡大よりもむしろ消費の減退が趨勢的な傾向でござ
いますので、この傾向を何とか変えていきたく
い、こういうことで、これから私たちとしては
いろいろな措置を講じていきたいと思います、か
うに考えておる次第でございます。

○柴田(健)委員 消費拡大をもう少し具体的に
思ったのですが、依然として同じことを繰り返
して御答弁している。半年前に答弁された。その前
も同じこと。人がかわつただけです。次官がかわ
つただけ。何にも変わっていない。

ちよつと長官に聞きたいのですが、古々米の処
理について、工業米トシ十一万五千七百二十二
輸出米トシ五万一千五百九十七、飼料用二万二
千九百四という大体基準がある。まあそれから上
か下か多少変化があるかわかりませんが、こゝし
何万トン処理をして、生産者から買った価格と差
し引いて、今年度損失は幾らか。ちよつと数字を
言つてください。

○松本(作)政府委員 古米の処理につきまして
は、今年はいままでのところは主として輸出米に
ついてやつておりまして、輸出米につきまして
は、現在まで契約が成立いたしましたのが六十二万
トンほどございます。計画が二十万トンほどでござ
いましたので、このための増加は非常に大きい
わけでございますが、全体としては、今年度輸出
が百万トン近いものが契約できるようにと思つ
て、いま努力をいたしておるところでございま

す。したがうしまして、今年度はえき用等につきま
しては当初予定よりも少ない数量にならうと思
いますが、その処理によります金額がどの程度に
なるかというところは、いま経過中で具体的に計算
しておりませんでしたが、推計はできますので、
いま直ちに推計させていただきますと思ひます。

○柴田(健)委員 今年度よしんば推定百万トン輸
出米に送り出したとしても、いま六十二万トン。
生産農民からトシ三十万です。五万そこそこ
売るわけですから、トシ二十五万以上の損失で
す。百万トン処理すると二千五百億。あなたらの
無責任で、備蓄用は百万トンや二百万トンは常に
持つておらなければならぬが、これだけ在庫
をふやしていくような米の消費政策をとつて、そ
してトシ二十五万も損をして売る。そして百万
トンを売つたら二千五百億です。三、二%消費者
米価を上げて、両方上げたら千四百億。こんな
矛盾したことをあなたらはどう考えているのでし
ょうか。米の消費拡大をもつとんとやつたら、
こんな矛盾は起きないはず。ただ食つてくれ
ないんだとか。食つてくれないんじゃないでし
か。これは農林省だけでできる仕事じゃないで
す。これは農林省だけでできる仕事じゃないで
す。食管に赤字が出たら、消費者を泣かせるか
生産者を泣かせる、この二つのパターンです。ど
う考えたつて、こんなばかんな消費政策という
ものはあり得ない。あなたらは不感症の政治家に
なつておるんじゃないか。矛盾を一つも感じない
というのはいささか不感症です。不感症の政治家はも
う要らぬといふことを國民は言ひたいと思ひます
か、正直言つて。もう少し感じてもらわなければ
ならない。痛いか、かゆいか、暑い、寒い、か
らうのことは感じられるか知らないけれども、政
治そのものの感覚が全然なつてない。こういう点
の考え方はどうですか。これはもう次官よりか長
官だ。長官の責任だ。簡潔に説明してください。

○松本(作)政府委員 現在の米の過剰が食糧管理
制度の一番の病根であるというふうな考えでござ
りまして、これについて農林省を挙げて取り組ん
でおるわけでございます。そのために、一方におき
ましては、従来の需給計画が甘かつたという御指
摘の中で、生産調整の計画を改定いたしました。農
民の方にも御協力をいただいて生産調整を計画
的に進めていくということにいたしております。さ
か、米の消費面につきましては、先ほど来御指摘
のありますように、これを何とか増大することが
需給均衡の大きな道でございますので、この点に
つきましては、次官から先ほどお答えしましたよ
うな努力をしておるわけでございますが、ただ、
全体としての米の消費につきましては、國民の食
生活の形態が変わつてきておりますので、この大
きな流れの中で、どうしても傾向的には減退する
傾向があるというところはどうか否定できないので
はないだろうかというふうな考えでござりまして、
現在立てております六十五年の長期目標におきま
しても、米の消費の数量は一千万トンを割るの
ではないかということが、従来の傾向からどうして
も見通されるわけでございますので、ある程度そ
のような需要の変化に対応した形で農産物の再編
成というものはやはり必要なのではないだろうか
というふうな思つておるわけでございます。しか
し、そのことは必ずしも消費の拡大について手
こまねいておるといふつもりは全くございません
で、先ほど次官からお答えいたしましたように
に、本質的にはやはり消費者に好まれるような米
をどうやって供給するか、そのことは量的にも質
的にいささか価格は面でも言えるかと思ひわけ
でございまして、今後消費の維持をするためにあ
らゆる面で努力をする必要があるのではないかと
考えております。

品質的な面につきましては、生産者の方々の御
協力を得まして良質米の比率が年々非常に高ま
つてきておりますので、そのことがやはりある程
度の減退を食い止めておるのではないかと考え
られるわけでございますし、政府の操作におきま
しても、昨年度からは新米の供給比率を非常に高

めております。そのような結果、政府の売り渡し
米につきましては、五十四年度は前年度に比
べまして売り渡し量が若干ふえておるといふよう
な実績も出ておりますので、私どもは、何とか全
体的な消費拡大運動の中で、米の需要をこれ以上
減退させないような努力を具体的に進めていき
たいと考えておるわけでございます。

○柴田(健)委員 予算編成の前で、もうあすは
蔵原案が出るというときに、毎年いまだ幾らか
米の消費拡大について予算をとるが、農林省だけ
ではやれる範囲がある。国全体、政府全体でや
なければならぬ問題だ。たとえば、いまイランと
アメリカとの紛争が起きている。イランから日本
の商社が要らぬという油を買つたということでお
しかりをこうむつたら、もう外務大臣や総理大臣
はあわを食うておる。そのくらのことでは何で
一國の総理があわを食わなければならぬのだらうか
という気がするのです。もつと米の消費拡大
に、これだけ膨大な損失を起すようなやり方を
して、生産者を苦しめ消費者を苦しめるような
り方をしておるのだつたら、総理大臣みずから米
の消費拡大にこうあるべきだといふことをもつと
明確にすべきだと思ひます。それをやらないう
ろにこまかしくあると思ひます。やるやると言
いながら何もしない、これは無責任だと思ひます。
それで、もつと米の消費拡大をやる方法は、わ
れわれ社会党は常に言うてきた。日本酒にはア
ルコールを入れるのはやめなさいよ。学校給食は
直ちに完全に米食に切りかえなさいよ。栄養士の
教育についても、パンと牛乳というのを基礎とし
たそういう栄養士の養成をやめて、米を基礎とし
た栄養士の養成に切りかえなさいよ。そして、あ
らゆる給食施設を持つておる企業であらうと官公
庁であらうと、全部米に切りかえなさいよ。こ
ういふことで、一つ一つ問題を提起して要望して
きたつもりなんです。それを、ささやかにちよび
ちよびやつておるだけで、実際本気でやつておる
とは思ひません。

大蔵省来ておると思ひますが、来ておるで

しょう。ちょっと聞きたいのですが、昭和十八年に酒税法を改定して日本酒にアルコールを添加することをした。それは米の不足の時分だ。戦争末期で米が不足した時分にアルコール添加を許した。いま米が余っているのだから、もとに戻したい。いいじゃないかというのがわれわれの考え方です。いまもう日本酒じゃない、われわれが見ておると日本洋酒なんですね。アルコールがほとんどだ。今度の大臣は酒屋さんだからよく知っておると思うので、大臣が来たら言おうと思うのだが、おいでにならぬから……。

なぜ大蔵省は、これだけ農林省が米が余って困っているのを助けてやろうとしないのか、理解してやろうとしないのか。そして大蔵省は、食糧の赤字が出たら責めてくる、いじめてくる。これは農林省だけの問題じゃない。国全体の問題として米の消費拡大をやらなければならぬのに、なぜ大蔵省はそういう理解を示さないのかという、そういう立場で御質問申し上げたい。

アルコールをたえば酒米にするために、われわれの知っておる範囲内で申し上げるが、米十俵千六百キロ、玄米千六百キロを千キロに、白米に落とすわけだ。その千キロに百度のアルコール二百八十リッターも入れて、そして二十度前後の酒を三千五百本、一・ハリッター一升びんに三千五百本とって、そして二級酒の標準十五度に落とす。水を二割入れて、二回水を入れるわけですが、そして四本にすると、米十俵から四本の酒をいまして消費に出す。米一俵で四百本、米一升で十本の酒をとって出る。考えてみると中身はほとんどアルコールです。アルコール添加。こんなばかんなことをして米の消費拡大になると思うたら間違いだと思う。農林省はその点はどう勉強しておられると思うのだ。アルコール添加を一%下げたらどれだけ米の消費が伸びるか、二%下げたらどれだけ米の消費が伸びるか、食糧庁長官は勉強しておるはずだ。大蔵省と食糧庁長官、両方から答弁願いたい。

というのは無理かもしれない。けれども年次計画で、これは一%です、二%です、そのくらいのことではないはずはないと私は思う。答弁願います。米一升で十本とるばかどどこにある。

○小泉説明員 答え申し上げます。

最近の年度で申し上げますと、酒造年度というのがございまして、五十三年度の酒造年度中の清酒の製造の実績をあらわしたとしますと、市販酒の換算で五百四十四万キロリットル、八百五十三万石をつくっております。それに使います原料のお米は約五十七万トンとございまして、

御指摘のように、仮にアルコールの添加をやめまして全部米でつくるといふことにいたしますと、一応推計いたしますと約九十九万トン。したがって四十二万トンの米を追加するといふ計算に相なるわけでございまして、

しかしながら、御存じのようにアルコールにかえて米の使用量を増加させるという場合には、やはりお酒の原価が非常に高くなる、原価高になるということが一つございまして。それから、長い間消費者の方々は現在のようなお酒をずっとお飲みになっていらつたやうなことで、やはり消費者の嗜好にマッチした品質のものが果たして全部米でつくって得られるかという問題も一つございまして、技術的にあるいは設備の上でかなり、やはり清酒のメーカーは中小企業が大部分でございまして。したがって、純米の清酒をつくる技術というものが非常にむずかしい点がございまして。そういったことになっておりませんので、そういった技術面あるいは設備の面でもかなり新しいものを追加していかなければいかぬということ、対応できるかどうかというやうな問題がございまして、

御指摘のように、実は現在アルコールにかえて米を使って清酒をつくることについては、制度上は何ら制約がないわけでございまして。これは個々の製造者の方々の自主的な判断によつてできることになっておりますけれども、どういふ酒をつくらうかというふうにするかは、商品設計とか製品

価格の政策といひますか、やはり経営の基本に触れる問題でございまして、これを急激に変化させていくことはなかなかむずかしい問題ではないかと心得ておるわけでございまして。

なお、清酒のアルコールの使用量は毎年減少いたしております。たとえて申しますと、白米一トン当たりの一〇〇%アルコールの使用量をあらわしたとしますと、昭和四十年を一〇〇としたしますと現在八八程度まで落ち込んでおるといふことで、品質面の努力は酒造業界ではかなり続けおるといふ現状でございまして、

○松本(作)政府委員 ただいま国税庁の方からお答えがありましたように、酒米がアルコールなしで使えるということになりますと、相当程度の数量増加が出てくるわけでございまして、そのような方向に向かいますために、私どもとしては、できるだけアルコール添加を実施に即して漸減していただくというお願いを国税庁の方にいたしております。その結果、たゞいま国税庁から御説明がございまして、アルコール添加の割合は年々減少いたしております。それにかわりましてできるだけ安い米を供給するという立場もありまして、政府米の数量を増加いたしております。五十年ごろまでは自主流通米だけでやっておりまして、五十一年度から政府米を売ることになりまして、五十三年度の実績が約四万トンの政府米を売りましたが、五十四年は十一万トンの政府米を売るといふ計画をいたしまして、これに際してアルコール添加を減少していただくようにというところで、国税庁とお話し合いをしておるところでございまして、

○柴田(健)委員 学校給食二十五万トン、酒は約四十四、五万トンとあります。それは一遍にいかなくとも、半々でいけば三十万トンくらいはすぐ消費拡大になる。そういう考え方で長い間皆さんに要求し続けてきたわけですね。学校給食への値引きという思い切ったことをやられておる。そこまで値引きをしなくても、酒米にもある程度値引きしてやる。いま酒米に出しておるのは上等米、

酒米ということではない米、一俵一万八千円前後でいっていただくわけですね。それを四千円くらい値引きして一万四千円くらいにしてやってもいいじゃないか。それで酒米に米の消費を拡大してもらう。そういう手は農林省と大蔵省で話をつけられるわけですね。先ほど大蔵省の答弁を聞いてみると、施設がどうだとか嗜好品だから国民がどうだとか言うておりますが、純米酒の方がいま伸びておるのではありませんか。だから、日本洋酒ではなくて完全に日本酒にしてしまふということになれば、これは米だけでやれる。

それからもう一つは、アルコールを米を原料にしてつくったかどうか。要するに、えさに二万三千円で卸すくらいに卸してやつてアルコールをとれば、安いアルコールをつくれるわけですから、どうしても酒にアルコールを添加しなければならぬのなら、米からとったアルコールを使う。そのくらいの方針に立つたらどうなんですか。輸出米程度で払い下げをしたものでアルコールをとつたら、計算してみても高くつくかと思はれない。どうして酒にアルコールを添加しなければならぬのなら、米でアルコールをとって、そのアルコールを酒に入れる。そうすれば、両方で米が消費される。公式論ばかり言わずに、そのくらいな知恵を使つてもらいたい。そこまで踏み切つて米の消費拡大を本気でやる。それは大蔵省だけでやれない、農林省だけでもやれない、政府全体で腹をくくつてもらわなければ困る。アルコール専売でも民営に移管するなんて大蔵省、通産省はいいかげんなことばかり言う。あくまで国営でやつて、あらゆる穀物からアルコールをとる。そのくらいな熱意で、エネルギー問題が資源問題として重要な時を迎えておるのだから、発想の転換をしてもらいたいと思うわけですね。

それから、酢でも、米酢は四割になつていて、全部米酢にしたかどうか。なぜあんな化学酢を許可するのか。とめちやう。強い意思でやる。もう米を食うのでなしに飲むことも考える。牛乳は飲

むのだったけれども、これから食うことも考えるというところで消費拡大をやる。米も食べるのでなしに飲む、そういう方向で研究開発してもらおう。それからもう一つ、炊飯器の改良に農林省は新年度の予算で助成金を組んだらどうか。硬質米、軟質米がある。農林水産省は生産者だけにりっぱない品質の米をつくりなさいと言う。どんなに品質のいい米をつくり出したところで、消費者の口に入る時分においしいかといったらもうだめだ。だから、炊飯器の改良に研究開発助成金を出したらどうなんですか。岡山県は電機メーカーに頼んで、硬質米と軟質米の炊飯器の改良を研究してくれと要請しておるわけです。都道府県が要請できて農林省ができないというばかなことはない。炊飯器の改良研究に助成ができるかできないか、それをひとつ御答弁を願いたい。

○松本(作)政府委員 炊飯器につきましては、現在、各炊飯器メーカー、電機メーカーにおきましていろいろ工夫をされておまして、最近では特に火かげんをある程度自動的に操作するというような形で、従来のかま炊きに近しいような火かげんをするような工夫をいろいろとやっておるようでございます。したがって、私どももいたしましては、このような民間の企業活動による努力がすでに行われておりますので、直接国から助成するというようなこともいかにと思ひますが、このような民間企業の努力が消費拡大につながるように、私どもとしても十分に連絡をとり合っていく必要があるのではないかと考えております。

長官が行政整理だ何だと、恐れをなしているより、もう少し米の消費拡大に人を回す。ただ通達文書くらいではだめだ。陣頭指揮をやる。そこまでやらないと米の消費は伸びない。日本人なら握り飯を食うてくれ、日本人なら米を食うてくれという呼びかけができないはずはないと私は思う。あなたらは日本人の意識がなくなつたんじゃないか。日本人なら米を食うてくれという呼びかけ運動をやつたらどうか。あなたらは民族意識がないんじゃないかな、正直に言うて。その点を考えて、握り飯運動をどういう方法でやるか、それについてちよつとは予算措置をしたらどうかという気がするわけです。

それから、米の販売業者の問題は何回言うても一つも改善しない。いつでもどこでも消費者が手に入るような米の販売、流通、それを改革しろと言うのに、やっております、やっております、一つも下の方には変化は起きない。どこでやっておるんだらうか。一々われわれが具体的にこうしなさい、ああしなさいと言つたて、やる意思は全然ない。あなたら日本人じゃないと言ふんだ。どうですか、日本人という意識がありますか。次官、答弁願います。そして、いままでの御答弁願います。

○近藤(鉄)政府委員 私、日本人も日本人でございまして、特に米作地帯の代表でございまして、お米は大好きでございまして。私もかつて三年ばかりワシントンにおつたのですけれども、一日といえども米の御飯を欠かしたことがないぐらい米が好きでございまして、先生の御提案の握り飯運動は個人的に大賛成でございまして。ただ、これはあくまでも、いまのような社会的環境の中では、最終的には消費者の皆さんにお決めたかなければならぬ問題でございまして、国として強制的にそういう運動を起すことで、それを国民の皆さんに無理にお願いするわけにかなかない面がございまして。実はやはり米に對するいろいろな偏見が戦後いつの間にかできてしまつて、最近、どうしても米を食うと高血圧とか太るとかいろいろなことを言われますが、考えてみますと、戦前の日本人は主として米ばかり食つておつたのです。しかし、みんなすらすらとしておつたわけですが。最近の日本人は私を含めて少し太りぎみなんです。実は米のせいではないの、ほかの要因があつて太つてきています。ですから、そういう点につきましては、食糧庁が御座るさんや栄養の専門家の方々、そういった方々に御相談しながら、米に対する偏見を正していつて、正しい認識のもとに、自発的に米を大ぜいの方々にこれまで以上に食べていただくような社会的な環境、ムードをつくつていきたいということでございます。

食糧事務所を通じてもう少しいろいろなことができないかというお話もございましたので、この点につきましては長官から説明させていただきます。

○松本(作)政府委員 ただいま次官から御説明がありました。いわゆる握り飯運動のような形で国民運動として進めたらどうかという点につきましては、現在、市町村を中心とした米の消費拡大運動を三百町村以上のところにお願いをいたしておりますが、そのような町村を今後拡充をいたしまして、その中でやはり地域ぐるみの米の消費拡大運動という形で取り上げていただけたらどうかと考えております。現在までのところでも、たとえば地域で工場導入をしたような場合、その工場における米食の供給をしていくとか、ないしは農繁期に握り飯を婦人部の方々が炊いて農家に渡して米の消費を拡大するとかいうようなことが、それぞれにおいて努力をされ始めておりますので、先生から御指摘がありましたように、日本人としての国民運動ということで、私ども、そういうふうな地域における米の消費拡大運動の中でぜひ取り上げていくように、今後進めていきたいというふうに考えます。

それから、食糧事務所等の職員の消費拡大に對する活用という点につきましては、直接消費拡大ということだけではなくて、むしろ消費地における流通面の適正化を進めていくということも今後充実していかなければならないと考えておりまして、特に小売段階における品質表示の明確化というようなことにつきまして、具体的に表示の内容を明確化しますとともに、食糧事務所の職員等をこのような面についての調査、指導にも充実に活用してまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほどお話がございました食酢につきましましては、工業用原料ということでトン当たり十一万ほどで一般の工業用原料と同じような形で取り扱っております。

それから、先ほど御質問がありました古米処理の損失をどう見込んでおるかという点でございますが、ただいま先生からもお話がありましたように、全体としての金額は大きくなるわけでございますが、一応会計処理上は通常の経費と古米処理の経費というふうに分けて計算をいたしておりますので、古米処理の経費だけからいたしまして、五十四年度でおおよそ千八百億ぐらいの金額になるかと思ひますが、いずれにいたしましても相当膨大な金額になるということは変わりございません。

○柴田(健)委員 酢の方もあわせて答弁を願ひたい。かつたのですが、後で結構です。

もう一つは、握り飯運動を起したらどうか。あらゆる大会に握り飯を使つてもらおう。梅干しでも入れて完全に握り飯をやつてもらおう。全国民が一日一個握り飯をよけい食うてくれえすれば、米の在庫はそうふえるわけはない。握り飯運動を起す。どうですか、もう運動会だらうと全国大会であらうと、武道館で大会をやるのには全部握り飯を食うてもらおう。そこまでやる。行管の宇野

○柴田(健)委員 酢の方もあわせて答弁を願ひたい。かつたのですが、後で結構です。

もう一つは、握り飯運動を起したらどうか。あらゆる大会に握り飯を使つてもらおう。梅干しでも入れて完全に握り飯をやつてもらおう。全国民が一日一個握り飯をよけい食うてくれえすれば、米の在庫はそうふえるわけはない。握り飯運動を起す。どうですか、もう運動会だらうと全国大会であらうと、武道館で大会をやるのには全部握り飯を食うてもらおう。そこまでやる。行管の宇野

○柴田(健)委員 酢の方もあわせて答弁を願ひたい。かつたのですが、後で結構です。

もう一つは、握り飯運動を起したらどうか。あらゆる大会に握り飯を使つてもらおう。梅干しでも入れて完全に握り飯をやつてもらおう。全国民が一日一個握り飯をよけい食うてくれえすれば、米の在庫はそうふえるわけはない。握り飯運動を起す。どうですか、もう運動会だらうと全国大会であらうと、武道館で大会をやるのには全部握り飯を食うてもらおう。そこまでやる。行管の宇野

○柴田(健)委員 酢の方もあわせて答弁を願ひたい。かつたのですが、後で結構です。

もう一つは、握り飯運動を起したらどうか。あらゆる大会に握り飯を使つてもらおう。梅干しでも入れて完全に握り飯をやつてもらおう。全国民が一日一個握り飯をよけい食うてくれえすれば、米の在庫はそうふえるわけはない。握り飯運動を起す。どうですか、もう運動会だらうと全国大会であらうと、武道館で大会をやるのには全部握り飯を食うてもらおう。そこまでやる。行管の宇野

○柴田(健)委員 酢の方もあわせて答弁を願ひたい。かつたのですが、後で結構です。

もう一つは、握り飯運動を起したらどうか。あらゆる大会に握り飯を使つてもらおう。梅干しでも入れて完全に握り飯をやつてもらおう。全国民が一日一個握り飯をよけい食うてくれえすれば、米の在庫はそうふえるわけはない。握り飯運動を起す。どうですか、もう運動会だらうと全国大会であらうと、武道館で大会をやるのには全部握り飯を食うてもらおう。そこまでやる。行管の宇野

い、隣の倉庫に入っておるよ、そういうことでやればいい。民族的な立場からいけば、自分のところの親がつくった米をわれわれはその場で食べられるのだ、こういう子供に与える教育の問題からいうても非常に印象がいい。岡山県の方へ青森の方から持ってきた米も、原則として学校給食は地元産の米を食べさせる、そのくらいのことではできないはずがない、できるのです。それもやろうとしない。よその方から持ってきて、おいしくないのをまぜてやるからだめなんです。

そういうことで、米の消費拡大にどういう方法で知恵を使うか。あなたらは民族意識がない。不感症だし、知識があつて知恵がない。始末が悪い、正直言うて。もっと知恵を使わないと米の消費拡大は伸びない。痛烈に皆さんを批判しておきますよ。もう少しまじめにやってもらいたい。

それから、学校給食で地元の米を使わせることができるのか、運搬費と話をして農業団体に握り飯運動をやらせるかどうか、五十五年度からそういう方向でやるかどうか、ひとつ見解を聞きたいのです。

○松本(作)政府委員 学校給食につきましては、生産地帯におきましては、現在でもできるだけ地元のおいしい米を食べたいという考え方で進めておるわけですが、消費地等につきましても、どうしてもなるべくおいしい米を供給するとうふうな立場で考えていきたいと思ひます。ただ、実際の給食業者の立地と学校の場所が離れておるような場合には若干問題があるようでごさいます。考え方としては、ただいま先生からお話がありましたように、なるべく地元でつくったおいしい米を食べさせるということにつきましても、さらに一層徹底させていきたいというふうな考えです。

それから、握り飯運動につきましては、先ほど申しましたように、地域地域の事情に即してやる必要があると思ひますので、その地域運動の中におきまして、鉄道売り場その他必要な売り場における供給、ないしは地元職場とのつながりによる給

食の増大というふうなこともぜひ織り込んでいくように、今後とも指導してまいりたいと考えます。

○柴田(健)委員 時間がもうなくなつたから、いづれ成果を見ます。米消費問題については、われわれは下で調べてみますから、あなたたちがここで何は答弁したつて、やつておるかどうかは現象として出てこなければならぬ。この言葉だけでは信用できない。もういままでも何回となく申し上げたのだけれども、やる意思がない。今度はやられるような悲壯感を持って答弁いただいた、こう理解します。

時間がございせんが、ちよつとお尋ねしておきたいのですが、五十三年度の会計検査の結果が新聞に出てゐる。税金のむだ遣い百三十六億。五十三年度と年度を決められておる。その百三十六億の中で、農林水産省が一番額が多い。三つ出ておるのです。農林水産省の水田利用再編成の補助金の不合理な交付金、これが二億五百九十九万円。これは膨大です。その次は、農林水産省が不要な飼料用の大麦を輸入して保管して、これが六十六億円。その他で、合計七十九億二千五百万。百三十六億で七十九億、約八十億、六〇%以上が農林水産省。こんな指摘を受けなければならぬほど農水省はさうな指摘を受けたかどうか。けさ飼料について説明をいただいた。ところが、肝心かなめな会計検査院の発表が間違つておるのか、われわれに説明するのが間違つておるのか、それはわからないけれども、こういうことを新聞に出されて、国全体で五十三年度で百三十六億円の税金のむだ遣いをしておる中で、農水省が一番多いじゃないか。農水省は何をしておるのだ。農民には食糧の赤字が出るからと言って減反を押しつけて、消費者には赤字が出るから消費者米価を上げる。国民に与える印象として、農林水産省のイメージダウンというのは大きいと思ひます。この点を具体的に説明を願ひたい。

○大伏政府委員 飼料用の大麦の備蓄について、本年の八月に会計検査院から、その政府備蓄に関する指摘がございました。その内容は、政府が所

有をしておる過剰米がたくさんある、その過剰米が存する間はそれでもって大麦の備蓄にかえたらいいのではないか、そういうことによりまして財政負担の軽減を図ることが適当であるという指摘がございました。

飼料の備蓄につきましては、御案内のとおり、畜産危機の経験にかんがみまして、外国からの輸入に頼らざるを得ない飼料穀物を国内で備蓄をするということ、昭和五十四年度から始めておるわけでございます。その備蓄の計画は、配合飼料の年間の所要量を千九百万トンと当時見まして、そのうち飼料穀物を原料として使う割合が六割でございます。その六割の数量が千四百五十万トンございまして、その一月分といたしまして九十五万トンを計画的に備蓄するということがあつたわけでございます。九十五万トンのうち五十万トンにつきましては、トウモロコシ、コウリヤンで民間において備蓄をしていただく、残り四十五万トンにつきまして、政府におきまして備蓄を行うということを進めてまいつておるところでございます。昭和五十三年度末におきまして、この四十五万トンに対して三十七万三千トンまで備蓄をいたしまして、五十四年度末におきましては三万トン、五十五年度末においては四万七千トンをさらに積み増しするということで、五十五年度末に四十五万トンというふうにする計画であつたのでござい

ます。

会計検査院の指摘のございました時点におきまして、農林水産省といたしましては、さきの通常国会で食糧特別会計法の改正が行われ、過剰米の処理計画が明らかにされたということで、その中に飼料用に向ける計画も含まれておるということから、この大麦の積み増しを今後行うかどうかの検討を行つておつたのでございまして、その検討のさなかに会計検査院からの指摘がございまして、そうした指摘も考え合わせまして、五十四年度の積み増しを予定しておりました三万トンはこれを中止するということにいたしましたわけでございます。さらに、当面そういう新規積み増しを中止い

たしますとともに、今後すでに備蓄をいたしておりますものにつきましての更新が必要になつた場合には、更新でその補充は行わないということの方針として決めております。

指摘がございました金額は、五十四年度の積み増しの分と、それから五十五年、これはまだ予算に計上しておらないものでございまして、その積み増しのための経費、更新を行う場合にその更新のために必要な購入料、保管料、それらを合わせまして指摘の金額になるわけでございます。

このような指摘が五十三年度の会計検査に關連して行われたわけでございますが、五十四年度及び五十五年度の計画として、五十三年度の検査におきましてすでにそういう計画があつたということで指摘を受けたというふうな考えでおるのでございますが、他の指摘と違つて、まだそれだけのものを実行したわけではなくて、それを取りやめたことによりましてそれだけの国費が節約できたという指摘であつたわけでございます。

○柴田(健)委員 その他建物とか水田利用のことはいずれ後で説明願ひとして、時間がございますが、五十三年度分としてあつたことを新聞に会計検査院が発表すると、そういう中身のこと

が国民にはわからない。いま局長が答弁されたが、五十四年度、五十五年度――五十五年度はまだ予算の計上もしてない。これからこういう方法をやつたらいかかですかという意見だろと思ふのです。意見を税金のむだ遣いということでは、山何ばでやられたら、国民の気持ちに与える影響というものは――そういう五十五年度までの、この方法で将来考えたらどうですかということまで含めることは、そういう意見は国民にはわからない。もっと会計検査院にちゃんと明確にしてもらわないと、われわれが飛ばつちり食うわけですから。それを何もしないで、御質問申し上げるとそういう答えが出てくるだけであつて、われわれよりか会計検査院にはつきりさせた、こんなあいまいな態度をとるから、会計検査院は山何ばでどこで新聞用に発表せられて、いかにも会

計検査院が権威があるように言う。こんなやり方だったら会計検査院に権威がないじゃないか。いずれ会計検査院を呼んで聞きたいと思うが、きょうは時間がないから……。そんな無責任な会計検査院は理解できない、私はこう思うのです。

それから、食糧庁長官に最後に聞きたいのですが、汚染米が相当在庫品として残っている、そういう報告があるわけですか。それはいろいろな汚染米があるでしょう。カドミウムの汚染米もあるでしょう。なぜそういう汚染米まで政府が抱かなくてはならないのか、なぜそういう地域に米をつくらせるのか、ちょっと聞きたいのです。

○松本(作)政府委員 汚染米につきましては、地域を限定いたしまして、その地域で生産される米というものを、できるだけ土壌改良等によって改良工事はしておるわけですが、まだそれが明確でないような段階におきましては、これを買い取らざるを得ないものと考えておりました、買い取っておりますけれども、その処理につきましては工業用ののりに使っております、これは現在他の原材料との関係もございまして、むしろ需要が供給以上になっておるというような実態でもございまして、大きな数量でもございまして、困っておりますという状況にはなっております、いわけでございます。

○柴田(健)委員 おかしげな答弁だね。何も工業用ののりをつくるために、そんな三十万円で買ったやつを三分の一で払い下げをするような、赤字が出るようなことを平気でやっているのかね。汚染米を工業用に回すのだから、損をしてそういう工業用ののりを保護しなければならぬのかね。

それから、汚染米の地域は、もうこれだけ減反、良質米ができるまで減反政策させておるのだから、汚染米地域は原則としては一切一PPM以上は全部だめだ、そういうところは土壌検査の結果、改良したってなかなか直りやしないのですから、全部減反させる。そういうことをしないと、あなたのいま答弁を聞いておると、汚染

米は工業米にしておりますから大丈夫ですと言ふ。そんな、みすみす食糧会計が赤字になるようなことを覚悟で、汚染地域に米をつくらせておるということになるじゃないですか。のり業者を保護するためにそういうことをやらせておる、そういうことにはなるんじゃないですか。時間がないからもうよろしい。あなたの答弁聞いておるとも

○松本(作)政府委員 済みません、いまの説明が十分でございせんのでした。買っている部分についてどうかというふうにお聞きしましたので申し上げたわけですが、先生のお話のように、一PPM以上のものは買っております。買っておりますのは〇・四PPM以上で一PPM未満のものでございまして、これは消費者の感情を考へて、直接消費に回さないで、のり用に回しているというところでございまして、原則的な考え方はたまたま先生から御指摘のありましたような考え方で処理しておりますつもりでございまして。

○柴田(健)委員 以上で終わります。

○内海委員 武田一夫君。

○武田委員 政務次官に最初らよとお尋ねします。

今回の値上げの件ですが、私は隣の宮城県です。山形と同じように消費拡大も進んでいるところですが、今回の米の消費状況ですが、これは非常に進んでない。毎年大体二割ぐらいつ減っているわけですね。そういう状況で値上げをするとなると、これは常識論から言いますと、経済常識を打ち破ったやり方だということ、消費者の皆さん方の不満の最たるものだ。米が余っているのに値上げするのだ、その値上げした分を今度どこに回すのだ、われわれの非常に疑問とするところはそういう点だ、これはお聞きになって、政務次官、率直にどういうふうにお考えになり、消費者に対してはこのような状態でこうなんだというふうに理解をしていただけるような説明をまずして

いただきたいな、こう思うのでございます。

○近藤(鉄)政府委員 今回の米麦の値段の改定、上昇につきましては、実はいろいろ理由がございまして、特に第一に、何と云ってもいわゆる食糧会計をめぐる財政事情として、いま御案内の財政再建という雰囲気の中で非常に厳しいわけでございますので、何とかひとつ、言い方は悪いのでありますが、三Kの一つとこの食糧会計は世に上言われておりますので、この食糧の財政負担について何とか節減、合理化ができないか、こういう点が一つでございます。

その関連の中で、先ほどちょっと申し上げたわけでありまして、その食糧会計が最近また赤字の要因がふえてきた。それは一般的な金利の上昇とか国内麦の買入れがふえたり、また輸入の買入れ価格の上昇がある、こういった点がございまして、同時にまた、農林省の予算全体としていろいろ必要な経費がふえているわけでございますが、特に水田利用再編対策でこれも八百億にもなるような予算が増額されなければならぬ、こういう状況でございまして。

したがって、こういういろいろな農林予算の全体の増要因もございまして、それはさておいて、少なくともこの食糧会計の赤字を現在よりもふやさないという程度のこと、これは大変厳しい状況でございまして、消費者の方々にお願いをして、それぐらいのことはひとつ御負担をお願いいたしたい。積極的な食糧会計の赤字を減らしていくということよりも、少なくとも現行以上にふやさない程度のことはお願ひできないか。これは大変御苦労をおかけして農家の方々に米をつくらせていたでいるわけでありまして、そういう意味では、農家の方々の御苦労を薄く消費者の方々に分かち合っていたくということも、これは何とか御理解できないか、こういう気持ちになわけてございまして。

ですから、ここで米麦の値上げでふえた分をどこに使うかというお話でございまして、いままそういう形で食糧会計の赤字をこれ以上ふやさない、こういふことには使わせていただいて、それ以外のいろいろな経費につきましては、いまの厳しい財政状況でございまして、これから予算の編成に入るわけでありまして、財政当局と農林省としては話を進めてまいりたい、こういうことでございます。

○武田委員 そうしますと、これは去年なんかもうそうですが、消費者米価を上げなければ、要するに、これを財源として農水の予算をふやす、農林省関係の予算として十分にとれない。反面から言う、とるためには消費者米価はこれからもうどん上げていくのはやむを得ないのだということにもとれるわけですね。ということは、農業政策が非常に不手際なためにいろいろと米が余っている状況の中で赤字がどんどん出てくる、その分はいつも、それは毎年とならなくとも周期的に必ず消費者にやってもらいたいということになれば、消費者にとってはえらい迷惑だと思ふのです。この点はどうかですか。こういうようなケースが固定してきまして、去年もそう、今年もそう。だから、予算編成の前にこのような米審を開きましたね。それで、大臣も、八〇年代への新しい農政展開の予算が仕組めない、その財源確保のために値上げをさせてほしいとはっきり言っておるわけですから、これは消費者にとっては非常な迷惑でもあるし、そういうことが続くとすれば、いま一生懸命消費を拡大しようとして努力している政府の行動を何だか疑わざるを得なくなるのじゃないか。消費者だって高くなれば米から離れますよ。この点をどういうふうにお考えになって、どういふふうにならなければならぬかということ、こんな安易に走ることをしない、そういう姿勢といいますか態度が欲しかったと私は思ふのです。その点どうですか。

○近藤(鉄)政府委員 先生の御指摘はよくわかるわけですが、先ほど申しましたように、食糧会計の赤字をこれ以上ふやしてまいりますと、食糧制度全体が問われてまいりますし、そのことは、生産者の農家の方々に対してだけじゃなし

ぬということに使わせていただいて、それ以外のいろいろな経費につきましては、いまの厳しい財政状況でございまして、これから予算の編成に入るわけでありまして、財政当局と農林省としては話を進めてまいりたい、こういうことでございます。

○武田委員 そうしますと、これは去年なんかもうそうですが、消費者米価を上げなければ、要するに、これを財源として農水の予算をふやす、農林省関係の予算として十分にとれない。反面から言う、とるためには消費者米価はこれからもうどん上げていくのはやむを得ないのだということにもとれるわけですね。ということは、農業政策が非常に不手際なためにいろいろと米が余っている状況の中で赤字がどんどん出てくる、その分はいつも、それは毎年とならなくとも周期的に必ず消費者にやってもらいたいということになれば、消費者にとってはえらい迷惑だと思ふのです。この点はどうかですか。こういうようなケースが固定してきまして、去年もそう、今年もそう。だから、予算編成の前にこのような米審を開きましたね。それで、大臣も、八〇年代への新しい農政展開の予算が仕組めない、その財源確保のために値上げをさせてほしいとはっきり言っておるわけですから、これは消費者にとっては非常な迷惑でもあるし、そういうことが続くとすれば、いま一生懸命消費を拡大しようとして努力している政府の行動を何だか疑わざるを得なくなるのじゃないか。消費者だって高くなれば米から離れますよ。この点をどういうふうにお考えになって、どういふふうにならなければならぬかということ、こんな安易に走ることをしない、そういう姿勢といいますか態度が欲しかったと私は思ふのです。その点どうですか。

○近藤(鉄)政府委員 先生の御指摘はよくわかるわけですが、先ほど申しましたように、食糧会計の赤字をこれ以上ふやしてまいりますと、食糧制度全体が問われてまいりますし、そのことは、生産者の農家の方々に対してだけじゃなし

ぬということに使わせていただいて、それ以外のいろいろな経費につきましては、いまの厳しい財政状況でございまして、これから予算の編成に入るわけでありまして、財政当局と農林省としては話を進めてまいりたい、こういうことでございます。

に、やはり安定した価格でお米の供給を受けているという消費者的な御迷惑にもなる、そういう意味で、赤字をふやさないということが原則であります。同時に、若干、農政費にも回して全体の農林予算の編成をしやすくするという配慮も一部あったわけでございます。

ただ、これは繰り返して申し上げますが、こういうことを続けていくと今後ますます消費者米価を上げることになるんじゃないか、片っ方で消費拡大と矛盾するんじゃないか、こういうお話でございます。御指摘の点は確かにございますが、しかし、今回のような程度の値上げは、一食当たり換算いたしますと、必ずしも国民の皆さんの御負担にお願いできない程度のもではない、その範囲内だと私たちは考えておりますし、いわゆる世に言われております三Kの赤字の解消も、ある程度の受益者負担的な考え方をもっていただかないと、なかなか財政的な問題の解決にならない、こういうことで、先ほど申しましたある程度の受益者負担を考慮しての措置である、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○武田委員 これは要するに、もう一つは逆さの解消につながるわけですが、五年間という。いまの調子でいくと、五年間は不可能だということは大目も認めているわけですが、いざいざにしても、当初の、五年間で逆さを解消するという中で一つの路線が一層鮮明に強烈になつてきているわけですから、今回も一・三％から八・七％に縮小されたのですか、そうしますと、こういうことが最終的に目的が達成されたときに、果たして食糧のメリットはどうなんだということ、生産者にも消費者にもわかるような説明がはっきりとなされていなければいけません。それを簡潔にお話しただきたいし、食糧制度は一体どうなるんだという心配もしているわけですから、この点……

それからもう一つは、それだけでなくやみ米の横行というのが騒がれているわけですが、摘発されたとかいうケースはなかったにせよ、昨年なんか

も非常に騒がれて、今回こういうふうな形になると、小売店から買うよりも直接生産農家に行つて買った方が安くなる、そういう事態は必ず出てくるはずですよ。今回の値上げによつて、恐らくその方が安いんじゃないかと思つて。そうしたら、こういうものを取り締まるということに相当神経も必要になるし、そういうことが野放しに行われることになつたらえらいことだと思つて。この点に對しての政府の対策というのか、そういうものはどうなつていくんですか、その点をお聞きしたいと思います。

○松本(作)政府委員 売り渡し価格を引き上げますと、今回の場合には、末端逆さやはずで解消されておりますので、お話のように、小売店の販売価格が生産者の価格よりも高くなるという事情があることは事実でございます。ただ、やみ米の発生という大きな大量の物として考えます場合には、消費者に直接生産者が売り渡すというよりも、生産者が小売店に売り渡すというところは考えられるかと思つて。したがって、小売店として生産者から買う生産者価格よりも卸から買う価格の方が高くなるようなことでございまして、御指摘のような点が非常に心配されてくるわけでございますが、現在、三類の価格で考えてみますと、改定前におきましては、売買逆さやが約二千二百円ほどございまして、そのうち小売段階での逆さやが千六百円ほどあつたわけでございます。今度改定をいたしました、約五百円値上げをいたしますけれども、まだ小売が卸から買うよりも生産者から買う方が有利であるという状況とは大分差がございまして、私ども、この引き上げによりまして大口なやみが発生するような誘因は出てこないものと考えておるわけでございます。

しかし、こういうふうなやみが発生するかどうかという問題は、むしろ需給状況が非常に緩和しておるといふ状況のもとでその心配が強まるわけでございますので、第一義的にはやはり需給均衡をなるべく早く達成をいたしたい。したがって、お願いをいたしております来年度の生産調整

にいたしましたも、目標を変えて単年度均衡を達成するように努力したいわけでございます。

それとともに、流通面での適正化ということについては、今後力を入れていかなければならぬと考えております。その際、現在の食糧法の規定によりましては、実態上無理なような規定もいろいろございまして、これら流通面についての食糧法の規定について、実態に合ったような改正も必要になるのではないかと。守りやすいような、守れるような食糧法の規定のもとで、適正に食糧法を守つてもらうというようにして、やみ米の発生を抑制していくようにしなければならぬと考えております。

○武田委員 その次、先ほど政務次官が、余り上がつたわけではない、一食一円十銭ですか、パーセントは〇・一二％とか細かい数字が出ております。これに限つてみれば、ほとんど上がらないというところはこの数字の上から出てきますが、しかしながら、いままでのケースを見ますと、その波及効果というのは意外に大きいということはどうも否定できないと思つて。主食で、しかも、公共料金の最たるものが政府主導型で上がつていくことになる、それだけでなく、いまからわかつていくだけでも、来年のこれから上がる公共料金というのはメジロ押しです。そういうもの勢いを大きくする誘因になつていくことは間違いないと思つて。それが結局は消費者の生活に非常に大きな打撃を与える。ですから、経企庁もこの値上げ幅の問題については相当抵抗したように聞いていますし、物価の安定ということも考えたときに、経済の成長よりはるかに、今後の政府の方針として、重点的な柱として臨んでいくんだ、こういうふうな言つておられるわけですが、そういうふうなことを言っている先にこういうものが米を中心として上がつていくということは、私はこわいと思つて。いまそういうときに先走りをして上げなければならぬかということ、これは、時期の問題もありますし、また、そういう雰囲気というものを無視した、これは心理的に消費

者に相当大きい影響を与える。結局は、消費者に言わせれば、農政の過ちがおれたちに飛ぶつちりが来るんだ、消費拡大なんてとんでもない、協力できるかというふうな反発を生み出す、農家の人にとつてみれば、何かわれわれが悪者になつていくような感じがする。そこに両者の協力、理解なんていうものはとても持たれないというふうな雰囲気が出てきた。そうしたならば、これは今後一生懸命消費拡大をする、後で消費拡大も聞きますけれども、そのために大変なお金を費やしているということ、もうむだになつてくるんじゃないかと私は心配するのです。そういう点の配慮というのが果たして十分に検討された上でのこうした値上げであつたものか、疑問を持たざるを得ないので、その点どうですか。

○近藤(鉄)政府委員 先ほどもちよつとお話ししたわけでございますけれども、これは消費者の皆さんの個々の家計に對する影響を考えれば、御指摘もございましたように、全体の消費者物価指数に對する影響が〇・一とか二とか、こういうことでございまして。麦については〇・〇六とかいうようなことを計算したわけではございませんが、確かに、余つていくときに何だ、こういう数字の問題よりも、お気持ちの上でなかなか納得できないことは私たちも十分わかつておるわけでありまして。ただ、繰り返して申して恐縮でございますけれども、いわゆる三K赤字というものの原因もたくさんございまして。国鉄にしても何にしても、制度自体の運営のやり方について真剣に考えなければならぬ問題もたくさんございまして、しかし、同時に、ある程度は受益者負担といひますか、応益分担といひますか、そういうこともお考えいただかないと、なかなかこの赤字の解消というところは現実問題として実行不可能である。こういうことで、あえてこういう場をおかりして申し上げたいわけでありまして、やはり日本において農業、特に主食であります稲作農業は非常に大事なことでございまして、農家の方々も非常に苦労していらつしやる。それに対して、一般

消費者の方々もある程度の負担を分かち合っている。生産農家の方々と消費者の方々がお互いにある意味では理解し合い協力し合って、食糧制度を守り、日本の農業、稲作農業を守っていくというふうな御理解を何とかしていただきたい、こういうことで、いろいろ各方面にお話を申し上げた次第であります。

○武田委員 私、それでは御理解いただけないと思うのです。

それはさておきまして、それじゃ、この米の値上げに従って便乗値上げというのは嚴重に監視するということは、経企庁長官も農水大臣も表明しているのですが、これは間違いない効果ある対策、体制というのをもちださると思うわけですが、これは大丈夫ですか。

○松本(作)政府委員 米が主食でありますために、この値上げが物価全体に波及するのじゃないかという御心配は、私も十分に持つておるつもりでございます。したがって、便乗値上げにつきましても、関連した食料品等について十分に行つていかなければならないと考えておるわけでございますが、米だけの世界について考えますと、現在自主流通米の需給関係が非常に緩和しておりまして、米穀体としての値上りは政府の売り渡し価格の値上りよりも上がることはないのではないかと、むしろそれを下回るのではないかと考えておるわけでございます。

○武田委員 これは最近の朝日新聞に出ていたもので、一つの例として、食糧庁が米麦の値段の引き上げが台所へどういふ影響を与えるか発表した中で、「パンへの影響」ということで、「食パンの小売価格は一斤当たり十円程度の値上りになる」と説明しながら、数時間後には「約四円が正しい」と訂正した。こういうことが出ています。ずっとこれを読んでいたら、要するに、メーカーや小売店からコストアップ分などの意思表示が全然ないのに、食糧庁が先走ったのかどうか内容がわからないが、プラス六円というものを先取りした値段で出していたのだ、こんなこ

とでは、いかに「嚴重に便乗値上げ」云々なんて言つたって、足元から崩れていくのじゃないか、そういう記事です。この内容はどういふことなんでしょうか。もしこれが事実とすれば、とんでもないことです。これに対する説明をしてもらいたい。私は思うのです。中には、パン業界から来年の参議院選挙に、食糧庁も入つたのか、親分が出るんじゃないか、こう言う人がいるんですからね。これは問題だと思ふんです。パン業界というのは大変なバックがありますからね。こういうようなことが新聞に出ていふということ自体非常に奇異な感じを与える。ここにも「奇妙な試算」と三段見出しで出ていますけれども、これはどういふことなんでしょうか。

○松本(作)政府委員 私どもといたしましては、正式には、この米麦の値上げが物価に及ぼす影響というものは、直接的、間接的影響を含めてこれだけであるということ、先ほどお手元にお配りいたしました資料によつて説明したわけでございますが、別に報道機関から、小麦の値をパンについて見たらどういふことになるのか試算をしてみてくれという話がありましたときに、その発表の過程で必ずしも明確でなかったということが、そのおるわけでございますが、私どもといたしましては、直接粉から上がつてくる分としては四円程度であらうというふうな考へて説明をしておりまして、それ以外の要素は一般の物価の値上りその他で推計をしたということでございます。私どもは、正式にそういうものを認める意味で発表したわけでもございませんし、その数字全体が私どもの試算として、報道機関から依頼されたときに説明をしたというふうな聞いております。

○武田委員 そうすると、もし四円以上の値上げがあつた場合は、これは便乗値上げと考へて手を打たなくてはならないとか、そういうようなものは持ち合わせているわけですか、長官。

○松本(作)政府委員 私ども、この麦の政府売り渡し価格の改定に伴つて関連部門でどのような価

格を考へておるかということ、一切聞いておりませんので、いまの時点でどれがいゝとか悪いとかいふことは判断材料は持つておりません。

○武田委員 そういうふうなときは、うかつにこ

ういうようなことを試算とか予想とか言うものではないと思ふのです。これは影響力が大きいのです。その点は注意して言つてもらいたいですね。

時間もないので、最後に消費拡大についてですが、消費拡大対策には百二十八億ですか使つて、政務次官も御存じのとおり四本の柱があります。要するに、米飯給食の推進百十三億、米の加工食品の開発、普及二億七千九百万、米食の普及啓蒙活動十二億、良質米の安定供給、この四本の柱で、そのほかに古米部門の施策をやつていふように。しかし、さっぱり効果がないというふうな率直に言つてわれわれは受け取るわけですが、毎年下がつていふわけですから、しかも、政府がいま検討されているような六十五年度までの需給見通しの中を見ますと、将来、米は九百三十万と一千万トンの間に、ますます減つていく。言うなれば、これはどこまで下がるかというふうな感じがして、消費拡大をすつと進めていくのだけれども相変わらず落ちついていくということになるならば、これはどういふことなんだ、われわれ一般の人間にとつてはさつぱりわからぬというのが率直に言つての意見です。私は、いろいろ聞きましたところでは、消費的な消費拡大というものを一生懸命やつていふような感じがするわけです。本来ならばもっと落ちるのを落さないようにするのが拡大だ、これでは消極的だ。落ちていたのを少し上げていくというふうな方向には全然取り組む姿勢はないわけですから、弱気な消費拡大と言わざるを得ない。そういう点について、政務次官、どう考へてですか。

○近藤(義)政府委員 御指摘のとおり、政府も、いろいろ生産者団体から消費者団体、そして市町村、また米の加工業者、さらに学校と、いろいろな関係の皆さんにお話をしながら、消費の拡大に努力をしてまいつたわけですが、残念なが

ら、これまで見るべきものがないじゃないか、むしろ下がる勢いをいさかそいだ程度じゃないかという御指摘でございますけれども、私は、やはり率直に申しまして、戦後から現在まで、本当に米のない時代から農家の方に御苦労をおかけして米の生産に努めてまいりまして、米がある程度できてきた段階で、今度は日本人の食生活が、いわゆる洋風化といひますか、従来のものから、それこそバター、チーズ、肉、いろんなものが入つて、さらに野菜についても従来よりもいろんなものが食生活をにぎわしておりますので、そういう意味で、日本人の食生活が最近急激にいわば欧米化した、それが米の消費を抑えてきた、こういうふうな考へていふと思ふわけですが、ただ、最近少しずつ様相が変わつてまいりましたが、ふくに、私、実は思つていふわけがあります。

それは、極端な肉食とかさういつたものが必ずしも人間の健康によくない、こういうような認識も最近一部ではございますが、出ておりますので、たとえば、むしろ米食の方が人間の健康にいい、また美容にもいい。アメリカなんかでは米を女性が美容食としていふという話もございす。ですから、そういう従来の急激な洋風化で米の消費がいわば侵食されてまいつた段階から、もう一回米を健康の面でもまた美容の面でも見直す、こういうこともございすので、若干これは樂觀的過ぎるかもしれませんが、これから私たちの努力いかんでは、昔みたいなことはなくとも、米の消費の拡大の機会が出てきたのじゃないか、こういうふうな考へて、従来やつてまいりましたような施策について、さらにこれから一段と意を尽くしてまいりたい、こういうふうな考へております。

○武田委員 それで、学校給食のことについて一点聞きます。データをみますと、大体伸びているように見えています。依然として極端に悪いところがある。残念ながら私の宮城県も全国平均から比べると悪い、全国平均は七〇%くらいで五四%ですから。

そういうのがあつたし、かと思つて一〇〇%以上のところもあるということ、どういふところであつたアンバランスなところがあるのか、今後どういふふうなところに手を打つていけば、学校給食が一層推進されて米飯の普及というのが一層進むかという問題ですね。この問題を文部省に聞きたいと思つています。

○坂元説明員 五十一年度から米飯給食を導入いたしました。五十六年度中に何とか全国の学校給食実施校で週二回の米飯給食を実施していただくというところで、現在計画的に米飯給食の普及を図つておるわけでございまして、幸いに、全国的な数字から見ますと、年々米飯給食の実施校はふえております。

しかしながら、いま先生が御指摘のとおり、都道府県によりましてかなりのアンバランスがございまして、同じ都道府県内でも地域によつてかなりのアンバランスがございまして、全国的な傾向を申し上げますと、大抵政令都市等大都市を中心にいたしまして米飯給食の進捗率が悪いということが言えようかと思つています。大都市は、御承知のとおり、自校炊飯でやる場合に、設備を設置するための施設を拡張しようとしても、たまたま土地が狭隘であるということではなかなか不可能である。あるいは自校炊飯でやる場合には労働の強化になるという点もございまして、どうして委託炊飯方式でやらざるを得ない、そういう条件がございまして、そこで、私も委託炊飯方式でぜひ米飯給食を進めていただきたいということ、関係者にお願ひしておるわけですが、たまたま調理員の方々が定数をふやすということも前提にして自校炊飯に固執しておられるということもあつて、調理員の関係者の反対でなかなか委託炊飯方式が進まないというのが実情でございまして、そこで、私も、そういうところの各大都市の教育長を初め関係者を直接お呼びいたしまして、恐縮な言葉でございしますが、ひき詰め談判で米飯給食の推進をしていただきたいということをお願いしておりますし、それから、調理員の関係

者にも機会あるごとに、米飯給食の意義を御理解いただいて、ぜひとも委託炊飯方式で御協力いただきたいということをお願いいたしております。幸いに、そういう地域も、徐々にではございますけれども米飯給食をやろうという動きが出ておりますので、今後とも、いま申し上げましたような関係者に理解を求めるために、強い態度で臨んでまいりたいと思つております。

○武田委員 強い態度で臨みながら、やはり要望を聞いていただかないとだめなわけですから、たとえば調理師の問題云々ということは、相当検討しながら強い態度での交渉というのが必要だと思つて、最後に、さつき政務次官からアメリカの方の話が出ました。確かにアメリカでは日本食ブームが非常に起こつてゐるのだそうですね。米を食う人がふえてきた。その背景はどういうところにあると思つていますか。

○近藤(鉄)政府委員 日本食ブーム全体の背景といふのは、私もたびたびアメリカに参つて生活しておつた経験がございまして、やはりアメリカ社会全体が、ヨーロッパ的なものから東洋的なもの、特に戦後は大ぜいのアメリカ人が、たとえば駐留軍として日本におつたし、旅行で来た、こういうことから、日本のいろんなもの、生活様式から芸術から、それこそ歌舞伎から、生け花から、お茶から、入つてゐると思つてありますけれども、特に日本食に対するアメリカ人の関心がふえてきたのは、先ほどもちよつと申しましたように、栄養的にも、たとえば一定の満足感を得るために、いわゆる米を中心にした日本食と、バター、チーズ、肉食といふものとどつちがカロリーが少ないかといつたら、やはり日本食の方がカロリーが少ないといふことで、アメリカみたいに通刺カロリーの低い社会にとつて、一つの同じ満腹感のためには日本食の方がいい、こういう判断もあり得るでしょうし、また、同じカロリーをとるにも、それを油を中心にしてとると、日本食のようなでん粉質を中心としてとると、どつち

がいいかといふと、やはり油からとる方が肥満型になる、こういうことだから、同じカロリーのものを日本の食生活でとつた方が肥満型を防げる、こういういろんな考慮があつて、それといま申しました社会全体の日本に対する関心、たとえば焼きブームみたいなものと乗つかつて、現在アメリカ社会における日本食がだんだんいろんな面で浸透して、各地の日本料理レストランが盛んである、こういうかっこうになつてゐるのではないかと思つてあります。

○武田委員 聞くところによりますと、その背景には、いま言つたように栄養と食事の関心が高まつてゐるのは事実です。日本でもそうですね。いまは逆になつてゐるわけですね。一つには、アメリカの上院栄養問題調査委員会とかいふものを通して、医者、専門家等の意見を集成したいわゆる「米国の食事目標」とかという勧告レポートといふものがその大きなきっかけになつてゐるというものが報道されてゐるわけですね。やはりこれは一つの国家的な事業として、そうしたものが多くの国民の目に入つてゐるんだと思つてゐる。ところが、日本はその点が非常にまだまだ弱いと思つています。テレビにしても、チラシにしても、いろいろな宣伝をしますが、単発的であるし、断片的であるし、そのつながりがない。私は米祭りなどもいろいろ見えてゐますが、非常に断片的でありまして、単なるお祭りです。線香花火ですね。これではならないと思つてゐる。同じ金をかけるならば、そうした効果ある消費拡大のための、もっと国家的な取り組みというものが弱いと思つています。言うならば、消費拡大に対する金の使い方は相当のところでむだなところがある。対策室長さんにもありますが、七人でこし足したらしいのですが、えらく苦勞してゐるようです。

よく相談に乗つてあげまして、もっと全体的な国家的な観点からの消費拡大について、もう一度再点検をして、一層効果あるような方向で、国民の税金が生かされるようにしていただきたい、こういうふうに思つてゐる。政務次官の決意を聞いて終わ

りにしたいと思つています。

○近藤(鉄)政府委員 これまでもるる御説明いたしましたように、政府といたしまして、特に農林水産省、食糧庁は一生懸命米の消費拡大について努力をしてきたつもりでございまして、けれども、御指摘がございましたように、必ずしも十分でなかつたとも認めざるを得ない面もあります。たとえば、米の宣伝にすぐ太つたお相撲さんが出てきて米を食べるみたいなやつでございまして、最近のように太型よりやせた方がいいような社会では、かえつて米を食べると太るんだということになりかねませんから、むしろスマートな女性が米を食べるみたいな形のコマースも大事かと思つてゐる。いろいろな考えなければならぬと思つてゐる。

実は、柴田先生からも御指摘がございましたし、武田先生からもお話があつたわけでありまして、いまの食管会計のいろいろな問題、そして転作とかその他に対して国が使つてゐるお金の大きさ、そういうことを考えますと、これまでもやつてきたといひながら、もっとも本場に真剣に、まさに今度こそ取り組みなければならぬという感じを、今度の政府の米麦売り渡し価格上げについても、改めて私は感じておりますので、従来やつてまいりましたことをもう一回再点検いたしまして、本場に実効の上がるような米の消費拡大に努力をしてまいりますし、同時に、コマースとか何かもございまして、やはり消費者はあくまでも自分たちの嗜好でお決めになるわけでありまして、先ほどもちよつと申しました、ともかく皆さんで、農業を守り稲作農業を守つていただくための御負担を、広く消費者の方々にわづかであつてもお願ひするわけでありまして、そういう消費者の方々に御負担をおかけすることに代えて、稲作農家の方々がそれこそおいしい、いい米をつくつて、消費者の皆さんの嗜好にも合う、こういう努力も農家の方々にお願いしなければならぬ。そういういろいろな面を含めまして、大臣もこの問題については非常に真剣に取り

組んでおりますし、ひとつ省を挙げて積極的に取り組んでまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○武田委員 終わります。

○内海委員長 この際、午後一時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時四十分休憩

午後一時三十分再開

○内海委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中川利三郎君。

○中川利三郎委員 養豚生産農家の深刻な危機状態については、前回この委員会でもが党の中林さんもお聞きしたり、あるいは参議院あるいは政府申し入れなどいろいろやっておりますが、その後どのように対応したかということについて農林当局からは公式には私たちが承知しておらないわけでありまして。したがって、この機会に、いろいろのこととは聞いておりますけれども、いまの対応状況についてひとつ御説明をいただければありがたいと思ひます。

○大伏政府委員 豚肉の卸売価格は本年の九月以降、安定基準価格を下回る水準で推移をしております。このためにこれまで前回の委員会でも申し上げたところでございますが、計画生産の推進、消費拡大対策の推進、さらに自主調整保管の実施を行ってきたところでございます。これらの対策によりまして、豚肉の卸売価格は漸次回復の方向をたどっております。その中でも、そのテンポはなお緩慢な状況にありますが、今回いま申し上げましたような対策の継続実施にあわせて畜産物価格安定法に基づく豚肉の調整保管を実施することとしたものでござい

ます。

○中川利三郎委員 いま初めて公式に法に基づく豚肉の調整保管の政府の考え方を聞きしたわけでありまして。それはそれなりに、やらないより前進している部分だとは思ひますけれども、畜安法に基づき調整保管よりも、この最初の一段階としてこれをやるのだということだと理解をしたわけでありまして。何といつてもこれには事業団が直接介入しないわけでありまして。また安定上位価格で買入れをする、こういう状態から見れば、私は一歩前進であったに思ひます。たとえ来年一月からえき代の大幅な値上げも伝えられていくわけでありまして、その程度のことでは果たしていいのかどうか、これをやって、もつと模様をながめて、いよいよ事業団が乗り出すかどうかというのを決定する、そういう過渡的なものとしての理解でよろしいかどうか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

○大伏政府委員 畜産物価格安定法に基づきます措置といたしましては、今回発動をいたしました調整保管と畜産振興事業団による買入れとがござい

ます。これまで先ほど申し上げましたような諸対策の実施状況及び価格の動向を見きわめつつ

畜安法に基づく措置について検討をしましてまいりまして、今回畜安法に基づく調整保管を実施することとしたものでございます。

畜安法に基づく買入れにつきましては、従来から実施してきております諸対策、これも継続実施をするわけでござい

ます。それとあわせ今回行います調整保管により価格回復が期待されると思っておりますので当面その必要はないと考えておりますが、どのような状況になれば具体的にこれを発動するかということにつきましては、今後の諸対策の効果、価格及び需給の動向を見きわめつつ検討をしましてまいりたいと思ひます。

○中川(利)委員 私は今回の養豚危機の問題につきまして、自殺者が出ないのが一つの救いだ、暴動みたいなものが起こらないのが救いだ、むしろそう考

えていたわけでありまして、もつと早く何らかの手を打つべきであった。しかし、政府はいつとも模様をながめるといふことです。今回一月から三月についての手打ちはやるようでありまして、けれども、あの養豚農家の実態からすれば、やはり事業団が買上げするという本格的な状況に踏み込むべきではないか、こういうことについて、いつも模様をながめ、模様をながめて推移して手おくれないならないように強くそれを望みたいと思ひうわけであり

ます。

時間の関係で次に進みますが、転作条件の整備に

関係いたしました、とりわけ奨励金についてお聞きするものであります。農林省が概算要求を出しました転作奨励金は、転作目標面積を四十六万六千ヘクタールとして、それを前提にして計算して出した予算です。しかし、実際は五十三万五千ヘクタールにふやされているわけでありまして、当然この五十三万五千ヘクタールに見合った、そういう転作奨励金が必要になるかと思ひます。ですから、私がお聞きしたいことは、この積み上げ分の要求を当然農林水産省は出し直したと思ひますが、これをやったのかどうかということですね。この点お聞きしたいと思ひます。

○二瓶政府委員 五十五年度の転作奨励金の予算

の関係でござい

ますが、八月末に概算要求をいたしました。この際は四十六万六千ヘクタールベースでございまして、二千六百七十七億ということの概算要求でござい

ます。これに對しまして十四万四千ヘクタール積み増しをいたしております。したが

いまして、これに要する所要額というのが相当大

きくなるわけでござい

たしまして、五十五年度におきまして農業改良資金の中に経管転換推進資金というものを新規に要求をいたしております。資金枠をいたしまして一応百六十億円ということでございますが、これにつきましては大蔵省の方ともいろいろ打ち合わせをいたしております。本格的にはあすの内示以降になりまされども、私たちがいたしましては、非常に厳しい財政事情下にあることは事実でございますけれども、この五十五年度の転作条件の整備の一つの目玉として経管転換推進資金という無利子の金を考えておりますので、これは何とか実現をしたいということで最大限の努力をするつもりでございます。

○近藤(鉄)政府委員 先ほどもちよつとお話し申し上げたわけでありまして、一応五十四年度と五十五年度につきましましては、条件整備の資金として、たとえば排水対策特別事業として今年度二百三十億を来年度二百八十七億にふやしてございまして、また基幹排水対策特別事業、これは今年度百億円を来年度は百五十七億円といった形で、個別いろいろ内容はございますけれども、一応額はふやしてございます。また採掘基準も、従来たとえば二百ヘクタール以上だったものを二十ヘクタールに下げるとか、そういう小規模のものも対象にできるような措置を講じております。

そういうことで、ただいま中川先生から御指摘のありましたようなことにつきまして、いろいろのきめの細かい対策を来年度は考えさせていただいておりますので、できるだけ御要望に沿うようなことにいたしたい、かように考えております。

○中川(利)委員 まだ言いたいのですが、時間ですからこれでおしまいにします。

○内海委員長 近藤君。

○近藤(豊)委員 きょう本会議に上程されました日ソ、ソ日の漁業協定に関連して何点か質問を申し上げたいと思います。

もともと日本とソ連の関係というものは大変いろいろな面でお互いをするわけですが、漁業

関係についてはソ連が日本に対して特に力を背景として横暴であるということを国民一般が感じていると思うわけでありまして。

その中で魚の割り当て量の推移を見てみますと、日本が一番ソ連の水域でとりたいのはスケトウダラであり、またソ連が日本の水域でとりたいのはマイワシとサバであるわけですが、この日ソ交渉における割り当ての推移を見てみますと、逐年日本のスケトウの割り当ては急速に減少いたしております。このスケトウダラは私たちにとってかまはばことあるいはちくわとか、庶民の食生活に欠くことのできない日本の産物の原料となるものでありまして、私の郷里もその産地の一つですけれども、このスケトウダラの漁獲割り当て量がぐんぐん減少してある。ことしの来年度のためには減少しておる。これはやはり国民として大変関心を持たざるを得ないところであるわけですから。そしてソ連側が欲しいところであるマイワシとサバについては逆に少しづつ上がつてきておる。われわれが欲しいスケトウダラについて減少するならば、ソ連側もとりたくて仕方がないマイワシとサバについてなぜ減少させないのか、これは国民の非常に単純な発想からくる意見であると思っております。この点について、こういうようなスケトウが減少し、かつマイワシとサバがふえる。ソ連によく、われわれ日本にきつような結果にならざるを得ないその辺の背景がきょう午前中の委員会で水産庁の方の説明では十分納得ができましたので、改めてその辺を敷衍をしていただきたいと思います。

○佐野説明員 お答えいたします。

私もどなたも言いたしましては、スケトウダラの資源状態が悪化しておるといふソ連側の主張は決して認めておるわけではございません。それで政府間交渉に先立って行われました日ソ漁業委員会におきまして、スケトウダラの資源状態についてわが方の科学者から活発なプレゼンテーションを行いまして、ソ連側の主張に対しては十分反論をい

たしております。

それから一方イワシ、サバにつきまして、ソ連側としては大変楽観的な見通しを持っておりまして、それにつきましても、日本側といたしましては決してソ連側の言うように楽観し得る状態ではないということ、これまた日ソ漁業委員会の席上、科学的な見解を開陳をして反駁をしまいたところでございます。そういう意味では、スケトウダラにつきましてもイワシ、サバにつきましても、私どももいたしましては資源論争としては十分ソ連とやり合って、決しておくれをとつておるつもりはございません。

しからば、なぜこういうことになるかということでございますが、ソ連側の主張は、簡単に申し上げますと以下のようなことでございまして。ソ連側としては、ソ連側の科学者の見解に従ってスケトウダラの資源状態は悪いという認識のもとで、ソ連の自国の二百海里水域内におけるスケトウダラの漁獲量を減らしてある、そのときに日本にだけ従来どおりのスケトウダラの漁獲量を認めるわけにはいかない、どうしても日本が従来どおりのスケトウダラの漁獲量を認めろというのであれば、ソ連としては自国の二百海里水域内におけるスケトウダラの漁獲量を減らすことによって生ずる遊休能力を日本の水域におけるイワシ、サバの漁獲に振り向けざるを得ない、したがって、スケトウダラを従来どおりの水準でとりたいのなら、日本水域におけるイワシ、サバの割り当てをふやしてもらいたいというのがソ連側の主張の骨子でございます。

しかしながら、日本側といたしましては、そもそもソ連の二百海里水域内におけるソ連の漁獲量についての統計の提供を受けておらない現状で、ソ連側のそういう一方的主張を納得するわけにはまいりませんので、ソ連側のそういう主張は絶対に認められないということで繰り返し論争を続けたいわけでございます。しかしながら、最後の段階になりましたという状態でも日ソ双方平行線をたどつておるといふ状態

で、交渉が妥結しないまま現行の日ソ、ソ日協定が失効してしまうという事態は私どもとしても何とかして避けなければならぬというふうな判断をいたしまして、最後の段階で、午前中御説明をいたしましたような譲歩をいたした次第であります。

それで、ソ連側がなぜ決裂をかけてまでそういう要求を突き得るというふうな判断をしているか、ソ連側がそういう判断をされたのは何か日本側の交渉のやり方に拙劣な点はなかったのかということ、私どももいぶん自分たちの交渉のやり方を吟味してまいつたわけでございます。私どもがいま感じておりますのは、強気で押せば最後はソ連が要求をとれるというふうなソ連側の判断をさせている一番大きな要因は、わが国のイワシ、サバの主たる部分が非食用に向けられておつて、日本にとつてそんなに経済的価値の高い魚ではないはずだというふうなソ連が判断をしてある、そこがどうもどん詰まりのところ、ソ連が強気の態度を堅持してくるゆえんではないかというふうな考えております。

○近藤(豊)委員 そうしますと、日本が折れざるを得なかった最大の原因は時間的な要因にあるのだ、つまり時間切れで協定が切れちゃった、より困るのは日本の方だ、それでやむを得ず押し切られたかっこうになった、こういうふうな、一応それが一番大事なポイントだということですね。——わかりました。

そこで関連なのですが、スケトウダラを日本は欲しい、それ以外の魚については要らないと言つてはなんです、さほどの重要性があるとは私は思っておりませんけれども、もしスケトウダラが欲しくてとれないならばその他の水域、たとえばアラスカ海域とかあるいはアルゼンチンの水域だとか、その他の世界の水域でスケトウダラをとる可能性あるいはその可能性の追求というふうな点では、いま水産庁ではどのように掌握をしておられますか。

○佐野説明員 日本といたしましては、単にソ連

二百海里水域ではなくて広くグローバルにスケトウダラの資源を求めておるわけでありまして、現在外国の二百海里水域の中でわが国がスケトウダラの漁獲量の主たる部分を占めておられるのはベーリング海でございます。それで私もいろいろといたしまして、そのほかのアラスカ湾、アリューシャン水域にも若干ずつクォータをもらっております。私もいろいろといたしましては、スケトウダラの漁獲量を確保するためには、何と申しましてお米折衝が一番肝要であるというふうに考えておりました。私もいろいろといたしましては、スケトウダラの問題についてはアメリカに重点を置いて努力をいたしております。

それで、私もいろいろの努力の具体的な成果をいたしまして、従来アメリカ側の科学者に知られておりました大陸棚外縁部のスケトウダラのストックを日本の科学者が発見をいたしまして、これを昨年の日米加漁業委員会において、アメリカ側の科学者、カナダの科学者も含めた国際的に認知された資源として確認をされまして、それとことしからアメリカ側は、ベーリング海の漁業管理計画の中で日本の科学者の発見したスケトウダラのストックを入れて、許容漁獲量を約十万吨ふやすという漁業管理計画になっております。それで、国別配分はこれから行われるわけでございます。その中でまだ断定的には申し上げられませんが、私もいろいろといたしましては、その成果が十分はね返ってくるものと期待を持って見守っております。でございます。

○近藤(豊)委員 この日ソ協定の漁獲の割り当てに関連するわけですが、いま共同事業というものが行われておる。この共同事業については去年は六件か七件行われたはずなんです。四つのポイントがあって、そのポイントの中の大事なことは、実は協定の漁獲に影響を与えないとかあるいは業者の採算に余りマイナスを負わせないとか、いろいろなことがあるわけですが、どうもこの共同事業というのはソ連側の意のままになる日本の業者を育てることを向こうがねらっているの

ではないか。結果的にはこの共同事業とサケ・マスの方の漁業協力とあわせて、ソ連はできるだけ早く日本の漁業技術をマスターしてしまいたいのだ。つまりノーハウはできるだけ早くちょうだいしてしまいたい。ノーハウをちょうだいしたら、後はソ連の水域からどこからも日本を追い出して、自分たちのとった魚を日本に高く売りたいのだというところにどうも最終的なねらいがあるのでないかと思うわけです。

そういう場合に、共同事業ということで日本の業者がおれもおれとソ連側に申し入れをしようという状況がやや見えるわけですが、これははなはだ日ソの漁業交渉にとつてはマイナスにこそなれプラスにはならない。そこで、この窓口をとにかく一本化するなり、あるいはこのやり方についてもう少し別のアプローチを考えるなり、改善の必要がまだ非常にあるのではないかと思いますが、この点についての見解をひとつ披露していただきたい。

○佐野説明員 お答えいたします。

私もいろいろといたしましては、日ソ漁業共同事業は昭和五十三年から話の始まったことでございますが、この事業につきまして四つの基本方針をもちて対処いたしております。一つは、先ほど先生のお話でございました政府間協定による漁業実績の維持に悪影響を及ぼさない。第二番目に、各国二百海里水域の設定等によって影響を受けている漁業者の経営の改善に役立つような内容であること。三番目は、共同事業の内容が公正で、日本側に不当な負担を課するものでない。四番目は、関係漁業者間において十分な意見調整が行われていること。こういう四つの条件を掲げてござい

ます。具体的に申し上げますと、たとえば日ソ間の政府間協定によって操業を認められております沿海州の第七海区というのがございまして、ここで日本の漁船が相当のイカのクォータをもらって漁獲をしております。そのすぐ北方の隣接する水域で共同事業によってイカをとろうというような話が

ございました。それで、こういうことをやられますと、政府間協定によるクォータをとるために第七水域に出漁しておる日本の漁船から見ると、その手前で先どりしてしまう。こういうのは先ほど申し上げました第一項に抵触するということで、絶対許可できないというところで抑えております。ですから、そういう面で、具体的にまず政府間協定に基づく操業に悪影響を及ぼすようなものについてこれを絶対認めないという方針は従来から堅持されておると思っております。

ところが、問題の点は、先ほど先生御指摘のように関係業者間で一種の過当競争めいたものが起こる。しかもその中で、日本国内の業界内のコンセンサスの得られていないような事業についてソ連側が先走ってライセンスを発行してしまう。そういう事態が起こることによって国内の関係業者の間で無用の摩擦が起こる。それがいろいろな意味でソ連側に乗ずる機会を与える。こういうことは、確かに従来の共同事業の経過をながめてみまして遺憾な点が多かったとは思えないと思

います。それで、実は本年七月渡辺前大臣が訪ソされてカメンツェフ漁業大臣と会談をされた際、この問題について、ソ連側と共同事業の枠組みについて両国政府間で原則的な合意を達成しておくべきものではないかということ、いまのような事情を踏まえて渡辺大臣の方から提起いたしました。それに対してソ連側は、これは民間ベースの話であるので政府間合意ということにはなじまないのだと、渡辺大臣の言われる問題の所在というものがよくわかるので、今後はソ連側が先にライセンスを出してしまおうというようにはやらないようにしましう、まず日本のライセンスを先にもらってきて、日本のライセンスをもらっている者を相手に話をつけるということにしたいということ、カメンツェフ大臣は申しました。それで、これによって問題が完全に解決するかどうかということについては疑問なしといたしません。確かにカメンツェフ大臣の言ったことだけでもきちんとやってくれ

れば、現状に比べて大変なインフラ・プログラムであると思ひまして、私もいろいろとソ連側の意向を歓迎しておることは事実でございます。

そういう経過を踏まえまして、私もいろいろといたしましては、国内の方の話を後回しにして先にソ連側に駆け込んで、ソ連側と話を決めてきて国内で事後の了解をとるという、そういう話の進め方をする人については絶対にライセンスは出さないということにする方針でございます。これだけでも従来に比べれば相当弊害は除去できると思ひますが、それだけで完全であるかどうかということについてはさらによく検討をしてみたいと思っております。

○近藤(豊)委員 現在伝え聞くところによりますと、三十社以上がこの共同事業を希望してソ連側に何らかのアプローチをしておるということですが、けれども、水産庁では、来年度についてはどのぐらいの共同事業が行われるか、あるいは何社ぐらいの業者に許可証の発給をいま考えておるわけですか。

○佐野説明員 実は先ほど申し上げました関係漁業者間の調整のついておる者というのが共同事業をやらせるための一つの前提条件としてございまして、それで関係業者間のコンセンサスが得られておるかどうかが重要なことを確認する手続として、従来大日本水産会のスクリーニングを経て、それから特に北海道関係業者にかかわる事業につきましては、大日本水産会のスクリーニングを通す前に、北海道水産会の中に関係団体で組織されしております協議会がございまして、そのスクリーニングを経てそれから大水へ上がってきた、そういう手順を踏んで関係業者間のコンセンサスが得られておるかどうかが重要なことを確認をした上で、それがしからば果たして行政上どうかという判断をして決めていくというプラクティスが出ておりました。私もいろいろといたしましては、今後とも継続をしまいたいというふうに思っておりますので、いまの段階で何件ぐらい認められるかということについては、そういう事情がどうい

ふうに取り進められていくかということについて私どもとしてもいま全く判断の材料を持っておりませんのでちょっとお答えいたしかねますが、御了承いただきたいと思ひます。

○近藤(豊)委員 次にサケ・マスの方の関連ですが、このサケ・マスの協力事業が、漁獲高が全然変わらないうちにもかかわらず日本側の協力する金額がふえていく。来年度はますますふえるのではないかとこのことが言われておりますけれども、サケ・マスの漁獲高が四万二千五百トンであるにもかかわらず、こちら側から出す協力が、ソ連側の経費が多くなるからとだんだんふえるんだということではまるで間尺に合わない話なので、この辺を今後はどういうふうな日本側としては考えていかれるつもりなのか、ますます要求に応じてさらに高い金を出さざるを得ないのか、あるいは国内のサケ・マスの帰ってくる率がよくなってきたから場合によってはもっと強い態度で拒絶をしていくのか、その辺はどういうふうに考えておられますか。

○佐野説明員 実は一九七八年の場合と七九年の場合とで、先生御指摘のとおり金額が大幅にふえておりますが、これは実は金額を算定する前提にならず物の考え方が七八年の場合と七九年の場合とで根本的に異なっておるわけでございます。と申しますのは、七八年の場合には、制度的にはこの金は入漁料ではございませんけれども、金額の算定の方式につきましてはやや入漁料めいた、要するに漁獲量を金目に換算してその何%というふうな、そういうアプローチで金額を合意したわけでございます。ところが、本年の漁業交渉の場合にはそういう入漁料めいたアプローチで金額を合意するのではなくて、ソ連漁業省がサケ・マスの再生産のために支出している経費、これはソ連側の説明によりますと、一九七八年において四千七百万ルーブルに達するといふふうに説明をいたしておりますが、このソ連漁業省がサケ・マスの再生産のために支出した経費を日ソ双方の漁獲量に比例して案分する、そういう考え方で金額を

決めたいということがソ連側の基本的な発想法でございまして、それで四千七百万ルーブルをわが国の漁獲量四万二千トン、それからソ連の漁獲量がソ連側の計画で十二万トンといふふうに計画されておるものであります。この合計を分母として、それ分の四万二千トンといふことで掛ける

と、その当時のルーブルの公定レートで計算をいたしまして三十九億ぐらいになるわけでございまして、そこから先はやや理屈抜きに値切つて三十二億五千万といふ数字になったわけでございまして、だからそういう意味では、来年度の交渉がどうなるかということについては私はいまの段階で予言する能力はありませんが、このソ連側の数字をつくる前提にならず物の考え方が変わらないうちは、ソ連漁業省のサケ・マス再生産のための支出というのが激増しない限りはそう大きな変化が起こるはずがないということになるはずであります。ただ、ソ連は一九七八年と七九年の場合、数字を計算する前提になる物の考え方をがらりと変えてまいりましたので、来年度の交渉の場合、またがらりと変えないという保証はございせんけれども、こういう枠組みの中ではそうひどいことは起こらないはずであります。

それからもう一つ、ソ連側の新しい算定方式というの、私どもの見るところではどうも国連海洋法会議の統合草案の遡河性魚種の条項を念頭に置いて算定方式であるように見受けられるわけでございまして、もしそうであるとすれば、そういういかげんには変えられないはずのものではないかと思つておりますが、それ以上のことはちよつと何とも……。

○近藤(豊)委員 最後に、漁業の操業に関する日ソ間の協定があります。この損害補償の協定の運営のために東京に委員会が設けられ、かつモスクワにも委員会が設けられております。私が知り得たところでは、この委員会にかけられた損害補償の件が、日本側から延べ千三百九十一件、賠償請求金額にして七億七千万円。ところが、これが一件も解決を見ていない。ソ連側から

の要求はきわめて微々たるものであります。同様のことが韓国との間にもあり、日本と韓国の間では一応の解決が行われておる。アメリカとソ連の間でもある程度の解決が行われておる。しかし、日本とソ連のこの補償問題はいつか解決しない。そればかりか、昨年度に、つまり今年度までにこの委員会の運営のために使われた金額がすでに五億円を超えておる。ことしもまた一億近い予算が恐らく要求されているはずですが、そうすると、補償の要求金額が七億ちよつとであつて、実際にこの委員会の運営経費に使われている金がある六億円を超す。こんな状態は大変なむだ遣いでありまして、そんならちも明かないことに金を使ふなら、むしろその金をもう漁業者に補償してやうならどうだといふ声すら上がつてくるわけで、これはやはり一つの行政の合理化の中でも問題として上がってくるはずのものであります。行管に確かめてみたところ、行管ではまだこの点について掌握しておりませんけれども、これは今後どういうふうな処理していくか、むしろ大変金額がもうかさんでしまったので速急に失するわけですが、これも、農林省、この点についていかがお考えか、ひとつぜひ聞かしていただきたい。

○佐野説明員 従来この日ソ漁業損害賠償処理委員会が一件の決着も見えていないということは、残念ながら先生御指摘のとおりでございます。それからそのために昭和五十四年度までに五億五千五百万の金を使ったではないか、これも予算額の合計としてはそのとおりでございます。決算の数字は、五十四年度はまだでございますが、五十三年度までで二億八千七百万ということになっております。

それで、今後の本件の処理についての考え方でございまして、実はこの問題も、七月渡辺前大臣が訪ソされた際、カメンツェフ漁業大臣との間で話し合いが行われたテーマの一つでございます。そのときソ連側がなかなか本件の解決が進まない理由として挙げましたのは、日本側の請求案件のうちの相当の部分は加害船不特定である。どうも

ソ連の船ではあるらしいのだけれども、何号であるかというのがよくわからない。それで加害船不特定の場合、ソ連が日本に対して金を払わなければならない場合、その責任者である加害船の関係者に対してソ連邦政府としては求償せざるを得ないので、それができないやつについてはうまいかないのであるという話がカメンツェフ大臣からございました。そういう問題を議論した結果、両大臣の間で次のような合意が達成されたわけであり

ます。すなわち、すでに請求が受理されております案件のうち、加害船の判明している案件につきましては、従来どおり一件ごとに審査をする。ただ、加害船不特定のケースについては、一括審査によつて加害船不特定のままでも金が払えるようにしようではないか。それから今後の損害賠償請求は加害船が特定したものにしてくれ、そういう合意が達成されたわけであり

ます。それで、これはまだ原則的な合意でありまして、この両大臣間の合意に基づいて具体的にいかにか事務を処理するかという問題につきましては東京委員会が現に鋭意協議中でございますが、この両大臣間の合意に従つて双方が誠実に努力すれば、加害船不特定の案件がいつかは解決するといふことによつて生ずる難点は乗り越えられるのではないかと期待が持てるわけでございまして、私どもとしてはその方向で鋭意努力してまいりたいという所存でございます。

○近藤(豊)委員 終了いたします。
○内海委員長 ちよつと速記をとめてください。
〔速記中止〕
○内海委員長 速記を始めてください。
○内海委員長 たいだいま付託になりました内閣提出、参議院送付、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。武藤農林水産

大臣。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○武藤国務大臣 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の引き上げ、最低保障額の引き上げ等により、給付水準の引き上げを行うとともに、農林漁業団体職員共済組合制度の現状にかんがみ、退職年金等の支給開始年齢の引き上げ、高額所得者に対する退職年金の支給制限、退職一時金制度の廃止等の措置を講じようとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、昭和五十四年四月分以後、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げることにより年金額の引き上げを行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ、退職年金、遺族年金等に係る絶対最低保障額を引き上げようとするものであります。

改正の第三点は、遺族年金についての寡婦加算の額の引き上げであります。これは、六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を引き上げようとするものであります。

のであります。

改正の第四点は、退職年金等についての支給開始年齢の引き上げであります。これは、年金受給者の高齢化等に対応する共済組合の将来にわたる年金財政の健全性の確保を図ること等の見地から、退職年金等の支給開始年齢を現行の五十五歳から六十歳に引き上げようとするものであります。

なお、支給開始年齢の引き上げにつきまして、組合員の老後の生活設計等も考慮し、段階的に引き上げていくという経過措置を講ずることとしておきます。

改正の第五点は、高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の一部の支給を停止することであり、

改正の第六点は、減額退職年金制度の改正であります。これは、減額退職年金の受給を選択できる場合を、原則として退職年金の支給開始年齢の五歳前までに限定するとともに、減額率についても、保険数理に適合するものに改めようとするものであります。

なお、これらについても、所要の経過措置を設けることとしておきます。

改正の第七点は、退職一時金の廃止等であり、これは、通算年金制度がすでに樹立されておりますことから、この際、退職一時金を廃止することとし、別途、六十歳を超えても年金受給権を有しない者につきましては、厚生年金の脱退手当金と同様の制度を設けようとするものであります。

以上のほか、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等、所要の改正を行うこととしておきます。

なお、この法律案は、第九十回国会におきまして、この委員会が提案され、衆議院で退職年金等の支給開始年齢の引き上げ及び減額退職年金制度の改正の実施期日について、「昭和五十五年一月一日」を「昭和五十五年七月一日」に改める等の修正が行われた上、参議院に送付され、同院にお

いて継続審査となり、本日可決の上送付されたものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○内海委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○内海委員長 本案について質疑の申し出がありませんので、討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内海委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川国彦君。

○小川(国)委員 日本競馬機、中央競馬会一体の綱紀粛正を求められるような日本競馬機の不正事件の問題については、私ども当委員会において重

大な問題としてなお徹底追及をしたい、こういうふうに考えておりますが、残念ながらきょうの質問の時間は全体の委員を含めて一時間というきわめて制約された中で、私も三十分程度というこ

です。本来自ら中央競馬会の理事長ないしは畜産局長から今日までの中間経過についての報告を求めてその上でこの質疑に入るのが妥当かと思ひますが、三十分という時間では、その経過の説明を求めておきますと時間切れになってしま

う、こういうおそれがありますので、本日時点までの取り組みの経過報告については、農林省それから中央競馬会にそれぞれ中間報告書を求めたいと思ひますが、この点について委員長からひとつ当事者にその点をお尋ねいただきたいと思ひま

す。

○増田参考人 お答え申し上げます。

中間報告を後ほど提出いたします。

○小川(国)委員 その期限は、開会中と申ししましても本議会は明日までで実質的審議を終わるということになっておりますので、明日までにお願ひしたいと思ひますが……。

○増田参考人 その線でやるように努力いたします。

○小川(国)委員 農林次官がおいでになります

が、農林省の方はそのように取り計らい願ひたいと思ひますが……。

○近藤(鉄)政府委員 いまお話をいたしましたように、提出させていただきたいと思ひます。

○小川(国)委員 それでは全体の経過報告につきまして、その報告書をもつてさらに今後において審議を進めたいというふうに考えますが、今日までの問題点の中で特徴的な問題点にばつてひとつ質疑をしたいと思ひます。

ひとつ簡潔に御答弁を願ひたいと思ひますが、最初に、昭和五十四年十二月末日で中央競馬会が日本競馬機に貸し付けております二億二千万円の返済期限が来っておりますが、これについては本年じゅうに返済のめどがあるのか、あるいは延期の措置をとるのか、延期の措置をとるとすればいつ

まで延期の措置をとるのか、その辺をひとつ御答
弁願いたい。

○増田参考人 この事件が起きてから競馬機
に對しまして競馬会の支払いは一切とめておりま
す。したがって、競馬機は現在手持ちし
ております二億五千万円ほどの金を越さなけ
ればならないというのが実態でございます。それ
に對しまして、現在の経費でかかるもの、あるいは
は国税庁に税金で納めなければならぬもの、それ
から銀行の期限が年末までに来るもの、そうい
うもの一切を合わせまして二億一千万でございま
す。したがって、期限の来ております競馬機
の二億二千万円の協力を残してしまってもぎりぎり
四千万円しか残らない。したがって、われわれが
これを年末までに耳をそろえてくれと言いまし
ても、現在貸してくれる銀行もなような状態で
ございますから、実際問題としてこれを延ばしてや
らざるを得ないというのが実態でございます。し
かし、これはいつまでかということにつきまして
は、当面この再建策をどうするかということをし
ま鏡意検討中でございますので、それとあわせて
検討をしたいと思つておる次第でございます。

○小川(國)委員 そうしますと、当面十二月に二
億六千万しか資金がない、二億二千万の返済をさ
せると四千万しか残らない、ですから年内の返済
は不能ということでございますね。

○増田参考人 おっしゃるとおりでございます。
○小川(國)委員 そうしますと、いずれにしても
越年せざるを得ないわけですが、その返済のめど
はいつに置いておられるのですか。

○増田参考人 先ほど申し上げましたとおり、競
馬機をどうのようによ再建するかという方策の一
環としてこの問題に對処したいと思つております
ので、それをいつまで延ばすかということはその
際の一環の問題として検討している段階でござい
ます。

○小川(國)委員 本来なら競馬会の一部門として
行つておればこういうような倒産状況ともう
はつきり言えるわけですね。返済貸付金を取り戻

してしまつたら倒産してしまふ会社、そういうず
さんな会社に中央競馬会が余剰金をもつて出資し
て、そしてこういう事態に立ち至らした。これ
はひとりで競馬機の不正事件の問題だけではな
く、そういうずさんな子会社を勝手につくつて勝
手な運営をさせてこういう事態に立ち至らした
中央競馬会の責任も大きいというふうに私は思
うわけですね。

そこで、先般競馬会の責任を私は競馬機の補修
機材の使用報告書、伝票問題についてたゞしまし
た。これに對して理事長は、この伝票については
「事実関係その他を十分明らかにいたしました上
で、それに應じた処置はせざるを得ないものであ
ろう、もう当然である」というふうに考へておりま
す。」「こういうふうにしておられます。この伝票
を複写のものを三つつくつた。本来ならば、中央
競馬会が先きの競争員に全部部品を使用したとい
う事実をサインさせたわけですから、一部は競馬
会が取り、二部が競馬機に行くなら常識的にわか
るのですが、それが三部とも取引先の相手に行つ
てしまつて、チェックした競馬会には一部も残ら
なかつた。それは昭和五十年から行われているわ
けですが、五十年からの経理担当の理事、経理部
長、契約課長、これらの者に対する取り調べ、そ
れから責任の所在は明確になつたのですか。

○武田参考人 それぞれの担当理事、担当部長、
担当課長あるいは関係者につきましては、それぞ
れの責任の関連を十分に明確にいたしました。適
当な時期に厳正に処置をいたしたいというように
考へております。

○小川(國)委員 私の調査によりますと、昭和五
十年から五十年十一月一日までの経理担当の理
事は來正秀雄といふ方ですが、この人はすでに日
本競馬施設株式会社の社長ということで、現在は
そちらの社長に就任しております。それからまたさ
らに、その次の齋藤吉郎経理担当理事は現在常務
理事で残つておる。それから同じく理事で塩田清
隆理事も残つておる。しかし、この來正秀雄理事
の場合には早くも子会社に出向して社長になつて

おる。こういう人の処遇はどういうふうになりま
すか。

○武田参考人 來正君につきましては、いま先生
のお話のような関係にございまして、競馬会の役
職員という形で私どもの方から処置をするという
わけにはまいりません。したがって、これは
道義的な責任としてどういふふうな処置をしても
らうかということ慎重に考へなければならぬ
と思つておりますが、何らかの形でその辺につ
いては明らかにしたいというふうに思つており
ます。

○小川(國)委員 次に、五十年九月十六日から五
十三年九月十六日まで経理部長を務めておられた
財部武彦氏、現在総合企画室長、それから当時、
四十九年から五十年までの契約課長であつた和泉
義隆氏、現在管財課長ということで現職にありま
すが、これらの人は五千万であつた部品代が一躍
一億五千万になり翌年は二億八千万になる、こ
ういふときの重大な過失責任を持つ担当の部長で
あります。こういう方についての取り調べ、そ
れから責任は現在までの調査で明確になつてお
りますか。

○武田参考人 現在の段階で明確であるかどうか
という明確さの問題であります。その当時担当
の業務として関係しておいた職員でございますが
責任があることは当然でございます。現在部
品関係につきましてはどのような関係にあつたか
といふことをさかのぼりまして調査をいたして
おります。したがって、その辺のことも十分に明
らかにいたしました上で、それぞれの責任を明らか
にいたしましたというふうに考へております。

○小川(國)委員 これはある意味では重大な犯罪
であり、あるいはまた犯罪の加担をしたといつて
も過言ではない状況にあるわけですね。ということ
は、中央競馬会に對して重大な損害を与えた、し
かも中央競馬会というものは全額出資の会社であ
りますから、いわばその会社の支出といふものは
費用の支出と同様に考へなければならぬ。その
費用の支出に当たつて、毎年度予算額の三割以上を

占めてきている部品の伝票一切、目を通さずに
請求書だけで金を出してきつた。しかも五年間も偽
造されてきたことをだれもチェックしなかつた。
私、來正理事なり、あるいはまた当時の和泉
契約課長にたゞしましつたら、チェック体制は五
十年の一月一日から実施するといふことを決めた
といふのです。チェック体制といふものを決めてお
きながら、これを放置した業務責任といふものは
、中央競馬会の業務規則あるいは就業規則に照
らして重大な職務上の責任がある、こういうふう
に思いますが、その辺の職務責任については、い
つまで調査をされて、いつまでに結論を出すの
か、どういふ機関でその調査をなさつておるのか、
これをひとつ明確にしたいと思つた。

○武田参考人 いままでどういふ期間を
決めておるわけではございません。この関連の事
件の内容が明らかになつた時点において、その辺
の責任につきましては明確にしたいといふよう
に考へておるわけでありまして、と申しましても、
別に遅延をするとか、故意に引き延ばすといふ
つもりではございませんので、できるだけ早い時期
にその関係については明らかにするのが当然のこ
とであらうというふうに思つております。

○小川(國)委員 きわめてずうずうしい考へ方
です、理事長は。これだけの八億四千万からの競馬
機の使途不明事件、それからそれに關連して年間
三億円に上る部品の支払い、それを官判で偽造さ
れて五年間も黙認してきた中央競馬会の管理体制
といふものはずさんなものであります。現在ま
で行われてきておるのですから、武田理事長自身
もこの責任をとるべき立場にあると私は思ふので
す。しかも、そういう事態を調査して結論を出す
べき期日を明確にしないといふのは、きわめて公
務員に準ずる立場にある理事長として不誠意だ、
無責任だといふふうに思はれますが、もう一度その
時期を明確にするお考えはございせんか。

○武田参考人 何月何日までと言われまして
も、それは私からいふ責任をもつてお答えするわ
けにはまいりません。できるだけ早い時期にその

第一類第八号 農林水産委員会議録第一号 昭和五十四年十二月二十一日

一

九

内容を明らかにするということをお約束する以外には、この段階では申し上げかねるわけであります。

○小川(国)委員 これはもうきわめて重大な無責任なあり方であつて、あなたは農林次官までやつて米価審議会の会長も現にやつておられる。農林省のOBとして非常に重要な地位についている方です。そういう方がこういう無責任な体制でいるから末端がこういうふうになつてくるわけで、不正事件に關連した綱紀の怠慢については時期を明確にさすべきだと思ひますが、農林次官、いかがですか。

○近藤(鉄)政府委員 今回の事件につきまして、中央競馬会は大変大きな金を扱つておられるわけでございますし、また事業の性格上、これは公正を期さなければならぬ仕事なわけでありまして、その出資会社において、いろいろな御心配を賜つたような事件が起きましたことについて、農林省としても大変遺憾に思つておられるわけでございます。したがひまして、この事態の厳正な究明を急がなければならぬ、かように考えたわけでございますが、ただいま理事長からお話があったように、いろいろ内部の調査等に時間もおかかると思ひますので、できるだけ早く処置するようにわが省としても改めて中央競馬会に申し入れる、こういうことにさせていただきますかと思ひます。

○小川(国)委員 非常に農林省も歯切れが悪いと思ひます。こういう不正事件に關連する一連の調査というものは、即刻事態を明確にして競馬会の責任を明らかにすべきなんです。まあ次官で無理なら畜産局長、このめどについて農林省として明確な時期を明示する、こういうお考えはございませんか。

○大伏政府委員 責任を明らかにするためには、事実關係をやはり明確にする必要がございます。私も承知しておるところでは、競馬会におきましてそのような事実關係、責任の所在をただいま懸命に精査をしておるというふうな承知をしてお

ります。したがひまして、やはりその關係が明らかになる時点でなければ公正なまた厳正な処分にならないというふうな存じますので、時期について何月何日というのをここで申し上げて競馬会に指示することは適當ではないというふうな考えます。

○小川(国)委員 次官も局長もそんな姿勢では中央競馬会の監督はできませんですよ。こういうことめどというものを期限的に一カ月でやるのか、半月内ですとか、そういう目標についての姿勢、いま三方おられますけれども、そこでめどについての結論は出ませんか。そういういいかげんなことで委員長、この審議は進められぬですよ。

○近藤(鉄)政府委員 御趣旨はよくわかります。ただ、いつというところの調査等に時間もおかかると思ひますので、先ほど申しましたように、改めて農林水産省から中央競馬会の方にできるだけ早く処理するように申し込む、こういうふうなことにさせていただきますかと思ひます。

○小川(国)委員 こういう無責任な態度ではちょっと審議できないと思ひますが、その時期をいま明確にさせるということは委員長の指示でございますか。

○近藤(鉄)政府委員 いま中央競馬会の理事長と諮つたわけでございますが、一応一月いっぱいくらいめどにさせていただきますか、こういうことでございます。

○小川(国)委員 全くだらしないきわみで、本来ならこういうことは審議できないわけですが、これだけの事件を引き起こしておつて内部の管理体制の調査の報告も一月いっぱいかかる、そういう監督官庁の姿勢がやはりこういう事件に響いてると私は思ひますよ。こういう点は厳しく反省してもらいたいと思ひます。

次に、貸付金制度の問題ですが、百四十五億に上る膨大な貸付金、これもチェックの制度がきわめてあいまいであつたということで、大阪の株式会社宏和に対する貸付金十億円がすでに五年間も

焦がついたままだい。これに対して武田理事長は、全額を回収するという考え方で措置をして、こう言つておりますが、株式会社宏和の方は、これに対して異議申し立てをして現在調停に持ち込まれて、こういうわけでありまして。これは中央競馬会が金があり余つて、このうずさんな貸し付けをするわけで、この問題については全額を回収すると理事長は言つておりますが、私が同社の責任者に事情をたゞしましたところ、全額返す考えはない、いままでの金利もあるし、不動産の保有税もあるし、人件費もあるし、十億宏和が出して、十億競馬会が出した、しかし二十億出して経費が六億くらいかかつて、それから返す時期も一遍に返すことはできない、年賦で返したい、こういう言い方でやつてきているのですが、この貸し付けについて回収のめどはあ

るのかどうか。

○増田参考人 貸し付けにつきましては土地を担保に取つております。したがつて、これを処分すれば元本の確保は十分できるほど担保は確保してあります。

○小川(国)委員 担保は取つて、この貸し付け自体がだらしない貸し付けだというふうに思ひます。私はこの契約書を逐一検討してみましたが、この貸し付けの契約書には、株式会社宏和の話によると、千坪の土地を買収する、それに十億ずつ出資する、七千坪のものをとつて、ということなんです。従来皆さん建物を担保に取るといふたてまえをとつてきたのに、七千坪の場外馬券売り場をつくるという契約内容はこの契約書の中に項目として出てこないのです。建物をいつまでにつくるという契約書がないのです。だからこの金はいつまで引き延ばされても取りようがないわけなんです。

契約書の中に建物に対する契約、覚書、何か宏和との間に交わしたものがありませんか。

○増田参考人 先生お持ちの契約書以外には何らございません。

○小川(国)委員 そうすると、この中からは場外馬券売り場をいつまでにつくる、どういふふうにつくるという契約書がないのですから、本当に条件なしにただ金を貸した。銀行でも市中の金融機関でもこんなだらしない金の貸し方はないと思ひます。不動産屋さんに金を貸しているようなものです。土地を買うのに金を貸しただけの話で、上物をいつまでにつくるにつけて、それにどう設定するかという契約もなしに金を出して、監督官庁として農林省いかがですか。

○大伏政府委員 この協力の金の支出に当たりましては、予算に計上して認可をいたしておりますので、農林省としてもその執行が適正に行われるよう指導する立場にございます。いまお話しのような協力の金の支出につきましては担保を十分に取

り、また建物についてはいつまでというところではないけれども、早くこれができるとを当然期待して競馬会が行つたものというふうな考へておられます。いまの時点で考えますともう少しチェックの仕方もあつたかというふうな存じますけれども、当時といたしましてはそういうことを当然予定されておるといふ認識で認可をしたものというふうな考へております。

○小川(国)委員 警察庁の漆間捜査第二課長がおいでになつて、この事件は単に日本競馬機の事件というだけではなく、中央競馬会も一体の中で行つた事件というふうな私も理解できるわけですが、これは単に小山あるいは菅沼という個人の犯罪ではなくて、これら両人はもとよりですが、日本競馬機の内部にもこの不正に加担してきた、その事実を知つたという方が五年にわたつて存在するといふ事実もございまして、それからただいま私が質問の中で申し上げましたように、この五年間にわたつてこれらの不正請求を黙認してき

たという中央競馬会の管理者側の責任問題あるいは犯罪性の疑いもあるわけでありまして、競馬機からの情報によりますと、小山は現に銀座の高級ク

ラブとか新橋の料亭で相当な接待、ごちそうを行って来ている。そういう中でこういうずさんな公金処理が行われてきたことについては、これは単なる経済事件ではなくて、あるいはまた個人の事件ではなくて、贈収賄を含めた犯罪性の疑いがきわめて濃厚であるわけです。この点について、警察庁として捜査の秘密も当然あると思いますが、現段階においてこの点の捜査状況についてひとつ御報告願えたら御答弁をお願いしたい。

これまで十年間に三件という指摘があったということも私も承知しておりますが、この発馬機への貸し付け問題、それから宏和への貸し付け問題、これについては御調査をなされたことがあるかどうか、それから今後これに対して会計検査院として適正を期する意味からこの検査を行うお考えがあるかどうか。

以上でございます。

はございませんので大変にむずかしいところがございますけれども、いまの四八型の発馬機を開発いたしましたときの鑑定評価等からいいますと、現在私どもが押さえております発馬機の総価格としては八億程度というように考えております。

○津間説明員 お答え申し上げます。

○中北会計検査院説明員 お答え申し上げます。

○小川(国)委員 最後に一点だけ警察庁に伺いますが、私はこの問題に鋭意取り組んでいるという調査をしてきた中で、日本発馬機と中央競馬会というものは一体の業務関連の中で行ってきた、こういうふうな理解をしているわけではございません。したがって、現段階ではその事情聴取あるいは問題の調査に取り組まれないようでございますが、今後においてこれに取り組むお考えがあるかどうか、それを最後に伺いたいと思います。

○大伏政府委員 日本発馬機株式会社に対する協力金の支出につきましては、四十九年におきまして補正予算の作成の際に、それから五十年度においては当初予算におきまして、それぞれ認可予算の中に含めて承認をいたしております。

○津間説明員 お答え申し上げます。

○小川(国)委員 本件に対して取り組むというお考えは明確にできますか。

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 もう一つ、具体的になくて結構なのでございますが、警察庁の方としては、もちろん日本発馬機の関係者からの事情聴取もあつたと思ひますが、中央競馬会に関する事情聴取、取り調べについては現在進められているかどうか、その点をひとつ御答弁願えたらお伺いいたします。

○能勢説明員 お答え申し上げます。

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

○小川(国)委員 現在までのところ、中央競馬会の関係で事情聴取はいたしております。

○小川(国)委員 時間に限られておりますので、会計検査院がお見えになっていと思ひますが、

○武田参考人 発馬機の価格をどの程度に評価するかというのは、これが一般的に使われるもので

○武田参考人 いまお話しのようないろいろなラブルと申しますか、そういったことはなかった

ように私は報告を受けております。

○瀬野委員 まさにのんきな父さんみたいなもので、これはお話になりませんけれども、農林省も、公開の席で委員が発言しているわけですから、十分調査をして、その辺の姿勢からきちっとしなればならぬと思います。その時点で政府の方は予算の説明を受けて一応妥当なものとして認めたという形になっておりますが、実際にはかなりいろいろな問題があって、貸し付けに至るまでの経過があったということでもあります。その辺から十分検討して、その辺のところでも十分監督、指導すればこういった問題は事前に防げたし、また今後もういったことが起きないであろうということでも、十分ひとつ反省をして、今後監督、指導の調査の対象にしていきたい、かように私はお願いをしておきます。

ついでですけれども、これはうわさだから、ひとつ十分反省をするために申し上げるのですが、私も農林水産委員会に所属することもう十年、理事を長くやってきましたので、いろいろ私のところにも各方面からの電話、手紙等が来ます。かねがね中央競馬会と建設会社との関係で、あつてはならぬことであるけれども、ややもすれば建設会社の社長あるいは役員の中に馬主がいまして、公平ないわゆる入札を行うと言いながらも、優先的にその馬主がおとこの建設会社に工事が発注されるという傾向があるということで、まじめな建設業者等からいろいろ批判、中傷があるわけでございます。私もいろいろ調査をしておりますけれども、ここで具体的な例を出すことはどうかと思いますが、その辺十分注意をしてもらいたいと思う。私がここで例を挙げて言えとか、どのくらいあるかと言つたて、とても何件何件ありますということはおっしゃらぬと思ひますけれども、そういうことがとかく言われておりますので、ひとつ明朗な発注をしてもらいたいと思ひ、政府も反省をして、同時に武田理事長も十分そういうことは注意していただきたいと思ひます。

理事長としては、そのことはお聞きになつていないか。また、今後そういうことがないようになつてほしい。また、今後そういうことがないようになつてほしい。

○武田参事 私も毎年相当多数の施設の建設を行つておりますが、それに際しましては、工事規模に応じましてそれぞれのクラスに相応した建設能力を持った会社をそれぞれ基準を持ちまして選定をして、指名競争入札を行つております。したがって、いま先生からお話しのようになつて、特に馬主さんのような役員をやつておられる方を優先するということをやつておられることが一度もございませぬといふように確信をいたしておりますと同時に、今後ともそういうことが起こることのないようにさらに厳正に措置するように努力をしてまいりたいと考えております。

○瀬野委員 政府の方に伺いますが、中央競馬会の貸付金百四十五億円について、もう時間の関係で全部は申されませんが、たとえば株式会社宏和への十億円の焦げつきがございませぬ。いづれにしても、こういった問題は農林水産省また大臣の責任、監督の怠慢、かように私は指摘せざるを得ません。この貸付金は、無利子の据置き期間五年、その後二％の利子で十年間返済という法外な条件であります。政府出資の特殊法人でこのような例がほかにあるかどうかと思ひます。最近私ちょっと聞いた例がないが、皆さんどうですか、こういった事件が起きていふん関心を持っております。おられると思うが、ほかに例がございませぬか、承知しておりますか、お答えいただけますか。

○大伏政府委員 協力金の支出につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、予算の認可に当たりましてこれを認めておるわけでございますが、その際に、その必要性なり規模等について十分妥当であるかどうかのチェックをいたしております。

ただいまのお話の条件でございますが、これは他の特殊法人の例によつたものではなくて、民間の取引におきまして、通常ビルを建設する際にテナントから保証金とか協力金という名目でおされ

ておる、その民間の取引事例に徴して妥当であるかどうかということ審査をしましてまいつております。民間の事例に比べて競馬会が行つております条件が有利であるという事実はないといふふうに考えております。

○瀬野委員 政務次官にお伺いしますが、日本発馬機においては使途不明金がせんだつてからの委員会でも論議されましたように八億四千万、さらにエス・イー・エスよりの借入金二億四千万、中央競馬会からの借入残額が二億二千万、これは先ほど申した貸付金、協力金の残りであります。合計四億六千万の負債を持ち、倒産状態に陥つているとも言われておりますが、日本発馬機の乱脈経営と中央競馬会のずさんな経営は一体になつてい、かように私は思わざるを得ません。競馬会が発馬機との取引に際して厳正を欠いておるといふことは明確になつておるわけですね。こういったことから、こういったことを二度と繰り返さないために、本年最後の委員会に当たつて、一応予算は農林水産省としてもこれを見てきたわけですから、こういった問題を容認してきた農林水産省の責任はまことに大きい、かように私は思ひます。これは中央競馬会とかまた発馬機のみならず、監督官庁である農林水産省は大いに反省しなければならぬ、かように思ひます。どうですか政務次官、その点見解を承りたい。

○近藤(鉄)政府委員 先ほどもちつとお話し申し上げましたように、こういう事件が起きましたことに對しましては監督官庁の農林水産省として非常に責任を感じておりますし、お話しいたしましたように、事実関係の究明は一月いっぱいをめどということでも早急に中央競馬会としても調査をして結果を出してもらふ、こういうふうにいたす考えであります。

ただ、現実に中央競馬会として競馬をやつておりますので、その発馬機は使わざるを得ない状況でございます。したがつて、日本発馬機のいまいろい御指摘がございました負債関係につきましても、できるだけそれを適切に処理してもらふように中央競馬会にも申しておるわけでございませぬけれども、いろいろ返済の事情もございませぬ、いますぐこれを処理するといふような状況では残念ながらない、その点については御理解を賜つて、全体としての運営のあり方について今後ひとつ厳正を期すようにわが省としても監督指導いたしますことを御理解いただきたい、こういったことでございます。

○瀬野委員 政務次官にさらに伺ひますが、政府は競馬会に對して、競馬会が出資している法人の業務運営及び内部管理体制について再点検を行つて不正事件防止体制の確立に万全を期するよう通達を出されたわけですが、通達の内容を全部ここでおしやる時間もございませぬけれども、その中で、どう再点検するのかといふこと、不正事件防止体制の確立に万全を期すといふことが、どういふふうになるのか、簡潔で結構ですが具体的に今後の問題としてお答えをいただきたい。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘ございましたように、十一月三十日付で畜産局長通達として今後の再発防止策について指示をしてございませぬが、たとえば出資先法人の業務及び財務状況についての定期的な点検を行うこと、また出資先法人の自己監査体制を強化すること、さらに出資先法人との公正な取引関係を維持してまいること、さらに出資先法人の役員の人選、任期、配置等を十分厳正慎重に行ふ、こういったことを局長通達で示しております。

○瀬野委員 さらに政務次官にお伺ひしてございませぬが、中央競馬会を行政管理局の行政監督の対象にすべきであるといふことはせんだつてからわれわれ申し上げておるわけですが、せんだつての委員会からもうすでかなり時間が経過しております。そこで行政監察調査対象法人の範囲を拡大することについては政府としても十分検討するといふ答弁をいただいておりますけれども、どういふふうになつたのか。早急にこうい

解を聞かしていただきます。

○増田参考人 競馬というものはやはり血統のレースでございますから、できるだけ日本国内で生産したもので競走するのが原則であるべきだと思います。そういう意味で、たとえば香港とかシンガポールのような全部外からの馬でやっている競馬というのは本場の競馬ではないというふう

に思っております。しかし、同時に競馬というものはスポーツでございますから、スポーツというものはインターナショナルであるべきだと思っております。そういう意味で、スポーツという観点からはもっとオープンマインドを持って当たるべきものではないか。そういう点に、現実の馬の生産状況あるいは日本の馬の現実的な強さ、そういったものを具体的に検討して漸次やっていくべきものであるというふうに考えております。

○津川委員 総論は日本の馬を使う、各論は外国から輸入する、これは中央競馬会としてはまあいい。そこで農林省、日本の馬を守るといふ立場からこれでもいいのか。これに対してどういう態度をとって、どう指導するのか、農林省の見解を聞かしていただきます。

○大伏政府委員 いま増田副理事長からお答え申し上げましたような両方の観点があるかと思えます。わが国の競馬におきましては、わが国の馬の生産の実情を考慮いたしまして、外国産馬が国内産の馬と一緒にレースをするその競走は全体の競走の数の一〇%以内、一〇%程度にとどめておるわけでございます。しかし外国から入れる馬もございいます。そうした馬を走らせることがわが国の生産にも刺激を与える、あるいは国内産の馬の能力を上げるというようなことで、強い馬づくりという面も考えなければならぬ。両者を考えながらやはり国内生産を主に考えて、しかも競馬がさらに発展するといふような見地で両者を考えながら進めていくということ指導してまいりたいと思っております。

○津川委員 一〇%を超してもいいということですか。これが一つ。私は、絶対に日本の馬を守る

という立場からはそんなことをさせてはならないと思えます。このことも要求しておきます。一〇%を超してもいいと解釈していいのですか、局長。

○大伏政府委員 一〇%程度にとどめるようにというところでございます。

○津川委員 終わります。

○山崎(平)委員長代理 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の九第三項中「第三条の六第三項又は第四項」を「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第 号。以下「五十四年改正法」という。)(第一条の規定による改正前の第三条の六第三項又は第四項)」に改める。

第一条の十第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「改正前の第三条の六第三項又は第四項」とあるのは、「改正前の第三条の七第五項において準用する五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三条の六第三項又は第四項」と読み替えるものとする。

第一条の十の次に次の一条を加える。
(昭和五十四年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十一 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額十二倍に相当する額にその相当する額が別表第九の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十四万七千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十八万五千三百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十四万七千円

年金を除く。及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十八万五千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である者がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である者がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満であるもの 二十八万九千円

ハ 遺族である者がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十二万三千五百円

ニ 遺族である者がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満であるもの及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十四万二千七百円

ホ イからニまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十

八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 三万六千円

5 第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十歳に達したとき、又は第一項若しくは第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 前各項の規定の適用を受ける年金のうち六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金については、その額(その額につき第四項又は前項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ)が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年六月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間

が二十年以上である遺族年金 四十二万円
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十一万五千円

8 前各項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、昭和五十四年六月分以後、第一項から第三項まで又は前項の規定により算定した額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千円

9 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第七項の規定に準じて算定した額に改定する。

10 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 第一項又は第三項の規定の適用を受ける遺族年金(六十歳以上の者及び遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金を除く)については、その額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年十月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十一万五千円

12 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第八項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

13 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二條の十六第三項中「第三條の六第三項若しくは第四項」を「五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三條の六第三項若しくは第四項」に改める。

第二條の十九第三項後段を次のように改める。

この場合において、同条第三項中「改正前の第三條の六第三項若しくは第四項」とあるのは、「改正前の第三條の七第五項において準用する五十四年改正法第一条の規定による改正前の第三條の六第三項若しくは第四項」と読み替へるものとする。

第二條の二十一の次に次の一条を加える。

(昭和五十四年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二條の二十二 昭和五十三年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧

法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一年改正法附則第三條の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、当該年金の改定年金額は、改定前の年金額の計算の基礎となつてゐる組合員期間に基づいて算定するものとし、その給付事由が生じた日(障害年金にあつては、これを受ける者が退職した日)以後にその額の算定に関する規定の改正が行われ、その改正後の規定が当該年金の額の算定については適用されないこととなつてゐるときは、当該規定については、その給付事由が生じた日(障害年金にあつては、これを受ける者が退職した日)において施行されてゐた規定を適用して算定するものとする。

一 昭和五十二年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 当該年金の額を第二條の十九第一項、第二條の二十第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第九の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額

二 昭和五十二年四月一日以後昭和五十三年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十二年四月一日以後昭和五十三年三月三十一日以前に新法第三十九

条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金、その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第九の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に同表の下欄に掲げる額を加算して得た額

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。第三条を次のように改める。

第三条 削除

第三条の二から第三条の八までを削る。
第四条第二項第二号中「五十二年改正法第二条」を「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十四号。以下「五十二年改正法」という。）第二条」に改める。

第四条の六第三項中「五十二年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」を「改正前の法別表第一の二」に、「五十二年改正法第二条の規定による改正後の」を「改正後の」に改める。

第四条の六の次に次の一条を加える。
（昭和五十四年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）
第四条の七 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月

分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十六万二千三百三十二円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十一第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

2 前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十六万二千三百三十二円」と、同項第二号中「七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十二第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

3 昭和五十二年四月一日以後昭和五十三年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十六万二千三百三十二円」と、同項第二号中「七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十二第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとする。

4 第四条の四第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。この場合において、第四条の四第七項中「前各項」とあるのは、「第四条の七第一項から第三項まで」と読み替へるものとする。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
6 昭和五十三年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十四年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第六条中「前各条を第一条から第二条の二十二まで及び第四条から前条までに改める。附則第十項から第三十一項までを削る。別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九（第一条の十一、第二条の二十二関係）

年 額 の 区 分	率	額
一、七二五、〇〇〇円未満	一・〇三七	二、〇〇〇円
一、七二五、〇〇〇円以上二、七八八、八八八円未満	一・〇三三	八、九〇〇円
二、七八八、八八八円以上四、四三三、三三三円未満	一・〇二四	三四、〇〇〇円
四、四三三、三三三円以上四、五一八、三一九円未満	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円
四、五一八、三一九円以上	〇・四〇五	二、八二八、八〇〇円

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八條の三」を「第三十八條」に改め、「（第一條（第十四條）を削る。」

第十八條第四項ただし書中「退職一時金」を「脱退一時金」に改める。

第二十条第一項の表中「六六、〇〇〇円」を「六七、〇〇〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「六七、五〇〇円」に、「第三十八條一三八〇、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円以上」

「第三十八條一三八〇、〇〇〇円」を「三五、〇〇〇円以上」

「第三十九條一三九〇、〇〇〇円」を「三八五、〇〇〇円以上」

「第三十九條一三九〇、〇〇〇円」を「三八五、〇〇〇円以上」

第二十三條の二第一項中「又は減額退職年金」を「減額退職年金又は通算退職年金」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三十條第三項中「基く」を「基づく」に改め、「処せられたときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第三十六條第一項ただし書中「五十五歳」を「六十歳」に改め、同条第三項中「五十五歳」を「六十歳」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

第三十六條の三を次のように改める。

（高所得者の退職年金の停止）

第三十六條の三 退職年金で百二十万円を超える額のもののについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金の額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

2 前項に規定する所得金額とは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八條第二項に規定する給与所得の金額（退職年金に係る所得の金額を除く）から同法第二編第二章第四節の規定による所得控除の額を控除した額をいう。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する所得金額の計算方法その他同項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七條第三項中「又は前二條の規定」及び「又は同項本文及び前條の規定」を削り、「第三十六條第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「又は同項及び前條の規定」及び「又は同項本文及び前條の規定」を削り、「第三十六條の二ただし書」を「同条ただし書」に改め、同条第五項中「（前条本文の規定の適用を受けた者にあつては、同条本文の規定により改定前の退職年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）」を削る。

第三十七條の二第一項中「五十五歳」を「五十五歳に達した後六十歳」に改め、同条第二項中「その額の百分の四に相当する額に、五十五歳」を「その額に、六十歳」に改め、「年数」の下に「に及び保険数理を基礎として政令で定める率」を加え、同条第三項中「前条第一項」を「第三十六條の三並びに前条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十六條の三第一項中「で百二十万円」とあるのは「で当該減額退職年金の額の算定の基礎となつた退職年金の額が百二十万円」と、「その額のうち」とあるのは「その額の算定の基礎となつた退職年金の額のうち」と、「額の百分の五十」とあるのは「額に当該減額退職年金の額のその算定の基礎となつた退職年金の額に対する割合を乗じて得た額の百分の五十」と読み替へるものとする。

第三十七條の二第四項中「又は同条及び第三十六條の三の規定」及び「又は同項本文及び第三十六條の三の規定」を削り、「第三十六條第二項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条第五項中「又は同項及び第三十六條の三の規定」及び「又は同項本文及び第三十六條の三の規定」を削り、「第三十六條の二ただし書」を「同条ただし書」に改め、同条第六項中「第三十六條の三の規定」を削る。

第三十八條 組合員期間（第四十四條の規定により障害年金を受ける権利が消滅した者の当該障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間を除く）が一年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が、退職した後に六十歳に達した場合若しくは六十歳に達した後六十歳に達した後に任意資格喪失事由に該当した場合若しくは六十歳に達した後に任意資格喪失事由に該当した場合において、その者の請求があつたときは、脱退一時金を支給する。ただし、その者が退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

2 脱退一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一 退職した後に六十歳に達した場合又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳に達した場合 一のイ及びロに掲げる額の合算額

イ 平均標準給与の日額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第二

一に定める日数を乗じて得た額

ロ 退職した日又は任意資格喪失事由に該当した日の属する月の翌月から六十歳に達した日の属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額

二 六十歳に達した後に退職した場合又は六十歳に達した後に任意資格喪失事由に該当した場合 前号イに掲げる額

3 前項第一号ロに規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。

4 前条第五項の規定は、脱退一時金の額の計算の基礎となるべき組合員又は任意継続組合員であつた期間が二以上ある者の脱退一時金の額を算定する場合に準用する。

5 第一項に規定する者が同項の規定による請求を行うことなく死亡した場合には、当該請求は、その者の遺族（その死亡した者に係る遺族年金を受ける権利を有する者を除く）が行うことができる。

6 脱退一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間は、給付に關する規定の適用については、組合員期間でなかつたものとみなす。

第三十八條の二の前の見出し並びに同条及び第三十八條の三、第三十九條の四並びに第四十一條第三項を削る。

第四十二條第四項及び第五項中「又は同項及び第三十九條の四の規定」を削り、同条第六項第二号中「又は同項及び第三十九條の四の規定」を削り、「第三十九條の三第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第七項中「（第三十九條の四において準用する第三十六條の三本文の規定の適用を受けた者にあつては、同条本文の規定により改定前の障害年金の額の算定上控除することとされた額を控除した額）」を削る。

第四十四條第二項及び第三項を削る。

第四十六條第一項第二号及び第四十六條の二第二号中「又は同条及び第三十六條の三の規定」

及び「又は同項及び第三十六條の三の規定」を削る。

第四十六條の四を次のように改める。

第四十六條の四 削除

第四十六條の五第一項中「前條」を「第四十六條の三」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「六万四千円」に改め、同項第二号中「七万二千円」を「八万四千円」に改め、同項第三号中「三万六千円」を「四万八千円」に改める。

第四十六條の六第一項及び第二項中「並びに第四十六條の二から前條まで」を、第四十六條の二、第四十六條の三並びに前條」に改め、同條第四項を削る。

第四十七條中「五十五歳」を「六十歳」に改める。

第四十九條の三第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第五十條から第五十二條までを次のように改める。

(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)

第五十條 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第五十一條及び第五十二條 削除

附則第六條の三「法律第百二十二号」の下に「以下「三十九年改正法」という。を加え、「同法」を「三十九年改正法」に、「第六條」を「第六條、第七條の二」に、「第十一條」を「第七條の三」に、「第十三條」を「第十三條、第十五條の二」に改め、「法律第八十二号」の下に「以下「四十一年改正法」という。を加え、「附則第三條」を「附則第二條の二及び第三條」に改める。

附則第六條の五及び第六條の七中「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百二十二号）」を「三十九年改正法」に、「同法」を「三十九年改正法」に、「第六條」を「第六條、第七條の二」に、「第十一條」を

「第七條の三」に、「第十三條」を「第十三條、第十五條の二」に、「農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）」を「四十一年改正法」に、「附則第三條」を「附則第二條の二及び第三條」に改める。

附則第七條から第十二條までを次のように改める。

(退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例)

第七條 退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下この項及び次条第一項において「改正前の法」という。第三十八條の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。次条第一項において同じ。）又は第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含むものとし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。）の支給を受けた者（改正前の法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。次条第一項において同じ。）に係るものについては、当該各号に掲げる規定による年金の額からそれぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 第三十六條第二項本文の規定、三十九年改正法附則第六條第一項本文若しくは第七條第一項若しくは第二項の規定又は第三十六條の二本文の規定 改正前の法第三十六條の三本文の政令で定めるところにより算定した額

二 第三十九條の二第一項本文若しくは第二項前段の規定、三十九年改正法附則第十三

條第一項若しくは第十五條第一項若しくは第二項の規定又は第三十九條の三第一項本文若しくは第二項前段の規定 前号に定める額

三 第四十六條第一項第一号の規定、三十九年改正法附則第十六條第一項の規定又は第四十六條の二（同条ただし書及び第二号から第四号までを除く。）の規定 第一号に定める額

四 第四十六條第一項第二号から第四号までの規定、三十九年改正法附則第十六條第五項の規定、第四十六條の二第二号から第四号までの規定又は第四十六條の六の規定 第一号に定める額の百分の五十に相当する額

2 職務による障害年金と職務によらない障害年金とが併給される場合における前項第二号の規定の適用については、同号において控除すべきこととされている額の控除は、職務によらない障害年金の額から行い、なお残額がある場合に、職務による障害年金の額から行うものとする。

(障害年金の額の特例)

第八條 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金については、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定（昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含む。）の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、第三十九條の二及び第三十九條の三並びに改正前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。）により算定した額が四十

八万五千三百円より少ないときは、当分の間、第三十九條の二及び第三十九條の三の規定による障害年金の額は、四十八万五千三百円とする。

2 第三十九條の二及び第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける権利を有する者で組合員期間が九年以上であるものが六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が四十八万五千三百円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者となして、同項の規定を適用する。

(減額退職年金の支給開始年齢等の特例)

第九條 退職年金を受ける権利を有する者がその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当するときは、第三十七條の二第一項及び第二項の規定の適用については、次条の規定の適用がある場合を除き、当分の間、第三十七條の二第一項中「五十五歳」とあるのは「五十歳」と、同条第二項中「保険数理を基礎として」とあるのは「保険数理を基礎とするほか附則第九條に規定する理由を勘案して」とする。

(退職年金の支給開始年齢等の特例)

第十條 退職年金を受ける権利を有する者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第三十六條第一項ただし書及び第三項並びに第三十七條の二第一項、第二項及び第六項の規定の適用については、次項の規定の適用がある場合を除き、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十五歳	五十歳
昭和三年七月二日から昭和六年七月一日までの間に生まれた者	五十六歳	五十一歳

昭和六年七月二日から昭和九年七月一日までの間に生まれた者	五十七歳	五十二歳
昭和九年七月二日から昭和十二年七月一日までの間に生まれた者	五十八歳	五十三歳
昭和十二年七月二日から昭和十五年七月一日までの間に生まれた者	五十九歳	五十四歳

2 退職年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者が、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに該当する場合におけるこれらの者に対する第三十六條第一項ただし書及び第三項並びに第三十七條の第二項、第二項

及び第六項の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句に、同条第一項中「五十五歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年七月一日以前に生まれた者	五十五歳	四十五歳
昭和五十八年七月一日から昭和六十年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和三年七月二日か	五十六歳	四十六歳
昭和六十年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和六年七月二日か	五十七歳	四十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和九年七月二日か	五十八歳	四十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に退職年金を受ける権利を有することとなつた者又は昭和十二年七月二日か	五十九歳	四十九歳

3 前二項の規定の適用を受ける者については、これらの規定により読み替へられた第三十七條の第二項中「その額に」とあるのは「その額の百分の四に相当する額に」と、「に応じ保険数理を基礎として政令で定める率を乗じて」とあるのは「を乗じて」として、同項の規定を適用する。

(遺族年金の支給開始年齢の特例)
 第十一條 遺族年金を受ける権利を有することとなつた者のうち次の表の上欄に掲げる者に対する第四十七條の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十五年七月一日から昭和五十八年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十五歳
---	------

昭和五十八年七月一日から昭和六十年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十六歳
昭和六十年七月一日から昭和六十四年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十七歳
昭和六十四年七月一日から昭和六十七年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十八歳
昭和六十七年七月一日から昭和七十年六月三十日までの間に遺族年金を受ける権利を有することとなつた者	五十九歳

(死亡に関する給付の特例)

第十二條 組合員期間(第四十四條の規定により障害年金を受ける権利が消滅した者の当該障害年金の額の計算の基礎となつた組合員期間を除く)が一年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(昭和五十四年十二月三十一日において現に組合員又は任意継続組合員である者に限る)が、退職した後に六十歳未満で死亡したとき、又は任意資格喪失事由に該当した後に六十歳未満で死亡したときは、その者の遺族に一時金(以下この条において「特例死亡一時金」という)を支給する。ただし、その死亡した者の遺族がその死亡した者に係る遺族年金又は通算遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

5 特例死亡一時金は、脱退一時金とみなして、給付に関する規定(第三十八條の規定を除く)を適用する。
 6 第二項から前項までに定めるもののほか、特例死亡一時金に關し必要な事項は、政令で定める。
 附則第十三條及び第十四條を削る。
 別表第一中(第三十八條關係)を(第三十八條、附則第十二條關係)に改める。
 別表第一の二を削る。
 (農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)
 第三條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第四條第十号中「四百五十六万円」を「四百六十八万円」に改める。
 附則第七條第一項中「又は同項及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定」及び「又は同条及び四十九年改正後の法第三十六條の三の規定」を削り、同条第二項中「この条において」を削り、同条第六項中「第一條の十」を「第一條の十一第一項及び第十三項」に改める。
 附則第七條の次に次の二條を加へる。
 (更新組合員に係る退職年金の額の特例)
 第七條の二 六十五歳以上の更新組合員に係る退職年金については、前二條及び四十九年改

2 特例死亡一時金の額は、その死亡した者に係る平均標準給与の日額に組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額に、退職した日又は任意資格喪失事由に該当した日の属する月の翌月から死亡した日の属する月の前月までの期間に應ずる利子に相当する額を加算して得た額とする。
 3 前項に規定する利子は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、政令で定める。
 4 第三十七條の第三項の規定は、特例死亡一時金の額の計算の基礎となるべき組合員又は任意継続組合員であつた期間が二以上ある

正後の法第三十六條の二の規定（昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金を受ける権利を有する者で昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第百一十号）以下「五十四年改正法」という。）第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「五十四年改正前の法」という。）第三十八條の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。附則第十五條の二第一項において同じ。）又は農林漁業団体職員共済組合法第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含む。附則第十五條の二第二項において同じ。）の支給を受けたもの（五十四年改正前の法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。附則第十五條の二第一項において同じ。）に係る退職年金にあつては、前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二並びに五十四年改正前の法第三十六條の三の規定。以下この条において同じ。）により算定した額が六十四万七千円より少ないときは、当分の間、前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二の規定による退職年金の額は、六十四万七千円とする。

2 前二條及び四十九年改正後の法第三十六條の二の規定の適用を受ける退職年金を受ける権利を有する更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
（更新組合員に係る退職年金の停止に關する特例）
第七條の三 更新組合員に係る次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める額（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。））を超過するもの（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）は、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。この支給を受けた者（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。）にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額。以下この項において同じ。）が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

一 附則第六條又は第七條第一項の規定の適用によりその額が定められた退職年金
二 附則第七條第二項の規定の適用によりその額が定められた退職年金
三 四十九年改正後の法第三十六條の二の規定によりその額が定められた退職年金
四 前項の各号に掲げる退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
（更新組合員に係る退職年金の停止に關する特例）
第七條の三 更新組合員に係る次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める額（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。））を超過するもの（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）は、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。この支給を受けた者（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。）にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額。以下この項において同じ。）が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

時金とみなされる給付を含む。）又は新法第四十五條の規定による障害一時金（当該障害一時金とみなされる給付を含む。）とし、当該給付以外のものにあつては、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。この支給を受けた者（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。）にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額。以下この項において同じ。）が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

一 附則第六條又は第七條第一項の規定の適用によりその額が定められた退職年金
二 附則第七條第二項の規定の適用によりその額が定められた退職年金
三 四十九年改正後の法第三十六條の二の規定によりその額が定められた退職年金
四 前項の各号に掲げる退職年金の額が六十四万七千円より少ないときは、その者を前項の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
（更新組合員に係る退職年金の停止に關する特例）
第七條の三 更新組合員に係る次の各号に掲げる退職年金で当該各号に定める額（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。））を超過するもの（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）は、昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じたものに限る。この支給を受けた者（五十四年改正法第二條の規定による改正前の新法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。）にあつては、その額から政令で定めるところにより算定した額を控除して得た額。以下この項において同じ。）が百二十万円を超えるものについては、当該退職年金を受ける権利を有する者の各年（その者が退職した日の属する年を除く。）における所得金額が六百万円を超えるときは、その者が七十歳に満たない間は、その超える年の翌年六月から翌々年五月までの分としてその者に支給されるべき退職年金に係る当該各号に定める額のうち百二十万円を超える部分の額の百分の五十に相当する額の支給を停止する。

2 五十四年改正法第二條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「五十四年改正後の法」という。）第三十六條の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金の支給の停止について準用する。
3 更新組合員については、五十四年改正後の法第三十六條の三第一項の規定は、適用しない。
附則第九條から第十一條までを次のように改める。
第九條から第十一條まで 削除
附則第十二條第三項第一号中「六十二万二千円」を「六十四万七千円」に改め、同項第二号中「四十六万六千五百円」を「四十八万五千三百円」に改め、同項第三号中「三十一万一千円」を「三十二万三千五百円」に改める。
附則第十四條第一項中「から第三十九條の四まで及び」を「及び第三十九條の三並びに」に改める。
附則第十五條第一項中「又は同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定」を削り、「若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の四の規定並びに」を「及び」に、「四十九年改正後の法第四十一條」を「五十四年改正後の法第四十一條」に改め、「若しくは同条及び四十九年改正後の法第三十九條の規定」を削る。
附則第十五條の次に次の一條を加える。
（更新組合員に係る障害年金の額の特例）
第十五條の二 更新組合員に係る障害年金で次の各号に掲げるものについては、四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定（昭和五十四年十二月三十一日以前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者で五十四年改正前の法第三十八條の規定による退職一時金又は農林漁業団体職員共済組合法第四十五條の規定による障害一時金の支給を受けたものに係る障害年金にあつては、四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条、四十九年改正後の法第三十九條の三並びに五十四年改正前の法第三十九條の四の規定。以下この条において同じ。）により算定した額が当該各号に掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額を四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。
一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十四万七千円
二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金（前号に掲げる障害年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 四十八万五千三百円
三 四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
附則第十六條第五項中「第二項」の下に、「第七條の二」を加える。
附則第二十條中「第七條」を「第七條、第七條の二に」、「第十三條」を「第十三條、第十三條の二に」、「第十五條」を「第十五條、第十五條の二に」に改める。
（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二條の次に次の一條を加える。
（更新組合員に係る減額退職年金の停止に關する特例）
第二條の二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定

掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額を四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。
一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十四万七千円
二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金（前号に掲げる障害年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 四十八万五千三百円
三 四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
附則第十六條第五項中「第二項」の下に、「第七條の二」を加える。
附則第二十條中「第七條」を「第七條、第七條の二に」、「第十三條」を「第十三條、第十三條の二に」、「第十五條」を「第十五條、第十五條の二に」に改める。
（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二條の次に次の一條を加える。
（更新組合員に係る減額退職年金の停止に關する特例）
第二條の二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定

掲げる障害年金の区分に応じそれぞれ当該各号に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額を四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定による障害年金の額とする。
一 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 六十四万七千円
二 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る障害年金（前号に掲げる障害年金を除く。）及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る障害年金 四十八万五千三百円
三 四十九年改正後の法第三十九條の二並びに附則第十三條及び前条並びに四十九年改正後の法第三十九條の三の規定の適用を受ける障害年金を受ける更新組合員が六十五歳に達した場合において、その者の障害年金の額が前項各号に掲げる障害年金の区分に応じ当該各号に定める額より少ないときは、その者を当該各号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。
附則第十六條第五項中「第二項」の下に、「第七條の二」を加える。
附則第二十條中「第七條」を「第七條、第七條の二に」、「第十三條」を「第十三條、第十三條の二に」、「第十五條」を「第十五條、第十五條の二に」に改める。
（農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四條 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二條の次に次の一條を加える。
（更新組合員に係る減額退職年金の停止に關する特例）
第二條の二 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定

条の三の規定は、一部施行日以後に退職した者又は任意資格喪失事由（法第三十七條の第三項に規定する任意資格喪失事由をいう。以下同じ。）に該当した者に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定について適用し、一部施行日前に退職した者又は任意資格喪失事由に該当した者に係る通算退職年金及び通算遺族年金の額の算定については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間に該当しないものとする。

3 第二条の規定による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第三十八條第三項の規定による退職一時金（当該退職一時金とみなされる給付を含む。）の支給を受けた者、障害年金を受ける権利を一部施行日以後において有する者となつたことにより改正前の法第三十八條の二の規定による返還一時金の支給を受けた者又は改正前の法第三十八條の三の規定による返還一時金の支給を受けた者について通算退職年金又は通算遺族年金の額を算定する場合におけるこれらの一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、なお従前の例による。

（脱退一時金等に関する経過措置）
第九条 改正後の法第三十八條の規定による脱退一時金及び改正後の法附則第十二條の規定による特例死亡一時金は、一部施行日前に退職した者又は任意資格喪失事由に該当した者に係る退職一時金の額の計算の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間については、支給しない。

（退職一時金等に関する経過措置）
第十条 一部施行日前に給付事由が生じた一時金である給付については、なお従前の例による。

2 一部施行日前に改正前の法第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が、一部施行日

以後に退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者となつたとき、又は一部施行日以後に六十歳に達したとき若しくは一部施行日以後に六十歳に達し、その後、退職したとき若しくは任意資格喪失事由に該当したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第三十八條の第二項又は第三十八條の第三項の規定により支給されることとなる返還一時金については、なお従前の例による。

3 一部施行日前に給付事由が生じた障害年金を受ける権利を有する者が一部施行日以後にその支給を受けなくなつたときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第四十四條第二項の規定により支給されることとなる差額に相当する額については、なお従前の例による。

4 一部施行日前に改正前の法第三十八條第二項の退職一時金の支給を受けた者が一部施行日以後に死亡したときにおいて、改正前の法の規定が適用されるときならば改正前の法第五十條第一項の規定により支給されることとなる死亡一時金については、なお従前の例による。

（遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置）
第十一条 改正後の法第四十六條の五第一項の規定は、施行日前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の法の規定による給付についても、昭和五十四年六月分以後適用する。

（退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の特例に関する経過措置）
第十二条 改正後の法附則第七條の規定は、一部施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年一月分以後適用する。

（退職年金等の額の特例に関する経過措置）
第十三条 改正後の法附則第八條並びに改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十五條の二及び第十六條第五項の規定は、施行日前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の法

の規定による給付についても、昭和五十四年四月分以後適用する。

第十四条 昭和五十四年三月一日以後同年十一月三十日以前に資格喪失事由（組合員にあつては法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう。第十一項において同じ。）に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同年三月一日以後同年十一月三十日以前に法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金（法第四十六條の六の規定の適用がある遺族年金を除く。）については、その額（遺族年金については、その額につき法第四十六條の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が当該各号に定める額に満たないときは、同年四月分から同年十二月分までのこれらの年金の額は、当該各号に定める額とする。この場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じてその額を定めるものとする。

一 退職年金のうち六十五歳未満の者に係る年金 四十八万五千三百円

二 障害年金のうち六十五歳以上の者で組合員期間が九年未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年未満であるものに係る年金 三十二万三千五百円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十七万四千五百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの（イに掲げる年金を除く。） 二十八万九千五百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十八万七千三百円

の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの（イに掲げる年金を除く。）

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十二万三千五百円

ホ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの（ニに掲げる年金を除く。）及び六十歳未満の者（妻、子及び孫を除く。）に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十四万二千七百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十六万八千八百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 四万八千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 七万二千元

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 三万六千円

3 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十

歳未満の妻を除く。が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第一項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

5 五十四年四月以後の年金のうち六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る遺族年金については、その額（その額につき法第四十六条の五又は第二項若しくは前項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年六月分（その遺族年金を受ける権利が同年六月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。） 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

6 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける遺族年金の額の改定について準用する。この場合において、第二項第一号中「四万八千円」とあるのは「六万円」と、同項第二号中「七万二千円」とあるのは「八万四千円」と、同項第三号中「三万六千円」とあるのは「四万八千円」と読み替えるものとする。

7 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者（遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。）が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第五項の規定に準じて算定した額に改定する。

8 第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十四年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第六項において準用する第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

9 五十四年四月以後の年金のうち遺族年金（第一項第三号二からへまでに掲げる年金に限る。）については、その額が次の各号に掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十四年十月分（その遺族年金を受ける権利が同年十月一日以後に取得されたものについては、その取得された日の属する月の翌月分）から同年十二月分までの遺族年金の額は、当該各号に定める額とする。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 四十二万円

二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上である遺族年金（前号に掲げる遺族年金を除く。） 三十一万五千元

三 前二号に掲げる遺族年金以外の遺族年金 二十一万円

10 前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻である場合において、その者が昭和五十四年十月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第六項において準用する第二項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 昭和五十四年二月二十八日以前に資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は

は同日以前に三十九年改正法による改正後の法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る三十九年改正法による改正後の法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金の額の改定については、政令で、前各項の規定に準ずる措置を講ずるものとする。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第十五条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、昭和五十四年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（通算年金通則法の一部改正）

第十七条 通算年金通則法（昭和三十六年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条中「とみなされ、同法第三十八条の規定による退職一時金の基礎となるべきもの」とを「とみなされたもの」に改める。

（通算年金通則法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 前条の規定による改正後の通算年金通則法附則第十四条の規定は、一部施行日以後に退職した同条に規定する者に係る通算対象期間について適用し、一部施行日前に退職した同条に規定する者に係る通算対象期間については、なお従前の例による。

